

府中町こども計画 (案)

令和7（2025）年3月
府中町

はじめに

令和7（2025）年3月

府中町長 寺尾 光司

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 社会的な背景	1
2 府中町における子育て支援の取組	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
第2章 府中町の子育てを取り巻く現状	7
1 統計でみる現状	7
2 子育て支援施設や事業の状況	15
3 第2期府中町子ども・子育て支援事業計画の点検と評価	20
第3章 府中町における現状と課題のまとめ	26
第4章 子育て支援の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 基本目標	43
3 取組の体系	44
第5章 計画の内容	46
〔基本目標1〕 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり	46
〔基本目標2〕 子育て家庭を支える環境づくり	52
〔基本目標3〕 健やかな育ちを支える環境づくり	56
〔基本目標4〕 安心した暮らしを支える環境づくり	62
〔基本目標5〕 地域で子育てを支える環境づくり	67
第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制	69
1 教育・保育提供区域の設定	69
2 量の見込みの算出について	69
3 就学前児童の人口推計について	70
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	71
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	74
第7章 計画の推進体制	86
資料編	87
1 府中町子ども・子育て会議設置条例	87
2 府中町子ども・子育て会議委員名簿	89

【こどもと子ども（子供）表記について】

「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「子ども（子供）」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども（子供）」を用いています。

1 社会的な背景

国の合計特殊出生率※は、平成 27（2015）年から 8 年連続して前の年を下回り、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や社会保障費の負担の増大が問題となっています。また、働き方の多様化や地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育て当事者においては、子育てへの不安感や負担感、孤立感の高まりにつながっています。一方、子どもにおいては、自己肯定感や社会性を身につける機会の減少にもつながるなど、子どもの育ちに大きな影響が懸念されています。

こうした中、国は、令和 3（2021）年に「こどもの視点」に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催、同年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されたことを受け、令和 5（2023）年 4 月 1 日にこども家庭庁を設置しました。

また、こども家庭庁の設置と同日付けで施行された「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に掲げています。

そして、こども家庭庁は、こどもの健康・育成・福祉・教育の分野で、こどもの視点から「こどもまんなか社会」を実現するため、令和 5（2023）年 12 月に政府全体のこども施策の基本的な施策を定める「こども大綱」や、若い世代が将来展望を描けない状況や、子育て世帯の生活や子育ての悩みに対し社会全体で支援する「こども未来戦略」を策定し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、施策を推進しています。

※【合計特殊出生率】・・・15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

2 府中町における子育て支援の取組

急速な少子高齢化の進行や、就労環境の変化やこどもの貧困問題などにより、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きな変化をみせており、子育てを社会全体で支援していく必要性が高まっています。

こうした中、府中町においては、令和2（2020）年3月に「**地域がつながって こどもがのびのびと育ち 子育てにやさしいまちづくり**」を基本理念とした、「第2期府中町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」と言います。）を策定しました。

府中町では第2期計画に基づき、こどもの健やかな成長や子育て家庭の安心安全な環境づくりを社会全体で支援する取組を推進してきました。

この度、令和6（2024）年度までの5年間を対象とした第2期計画の計画期間が満了することから、次期計画を策定するにあたり、「こども基本法」に規定される市町村こども計画として、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を包含した「府中町こども計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国の指針や県の方向性等に基づき、第2期計画における取組の進捗評価をはじめ、アンケート結果に基づく町民の意識やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人が社会的価値を創造でき、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の形成を目指し、様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進するため、より実効性のある計画を目指して策定しています。

●本計画における「こども」の年齢について

こども基本法（第2条）では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。本計画では、概ね18歳までの人をこどもと考えていますが、18歳を超えても支援が必要である場合等は、引き続き支援の対象者とします。

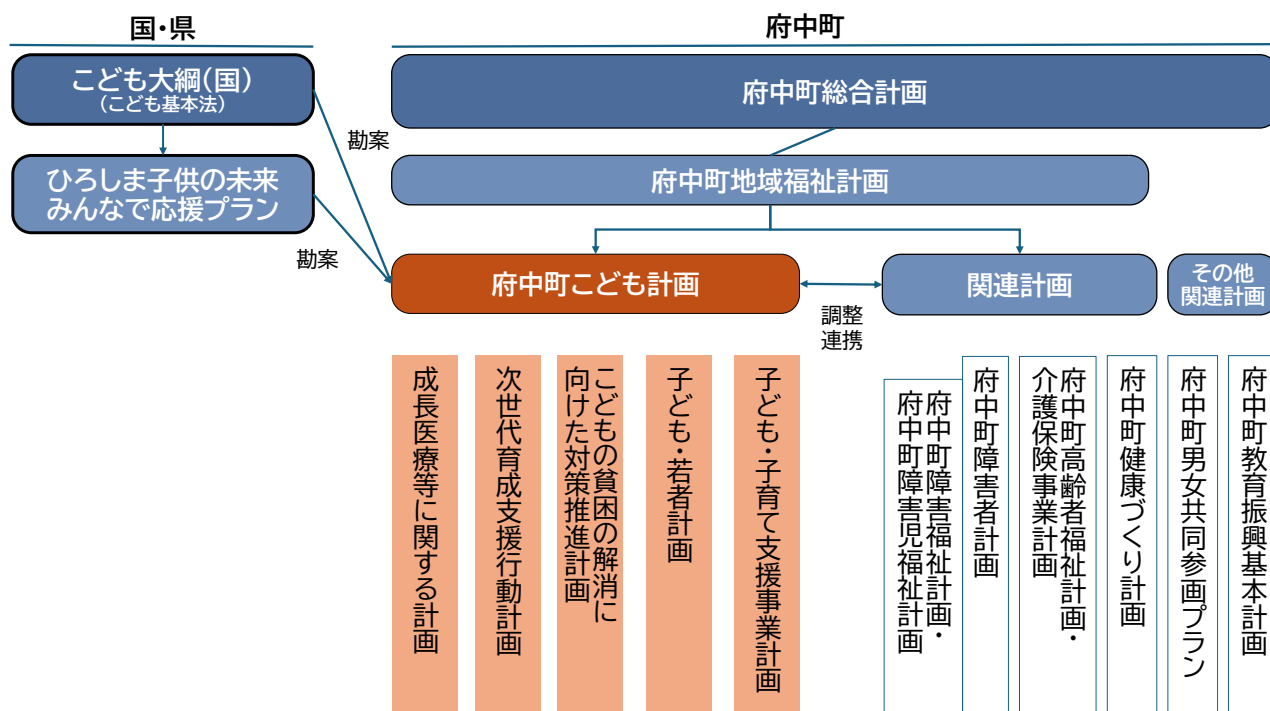
3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に規定される「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に規定される「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定される「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法に規定される「市町村行動計画」、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を踏まえた「成育医療等に関する計画」と一体のものとして策定します。

なお、策定に当たっては、広島県の「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」を勘案し、上位計画である「府中町総合計画」「府中町地域福祉計画」と整合を図るとともに、こどもに関する分野の基本的な計画として、施策を総合的・計画的に推進します。

下記計画を関連計画として、調整と連携を図ります。

- 「府中町健康づくり計画」
- 「府中町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」
- 「府中町障害者計画」
- ◇ 府中町障害福祉計画・府中町障害児福祉計画



4 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や制度の改正、府中町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

5 計画の策定体制

（1）府中町子ども・子育て会議の開催

学識経験者、こどもの保護者、関係団体の代表者で構成する「府中町子ども・子育て会議」を設置して、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

【府中町子ども・子育て会議の開催経緯】

開催日時		主な協議事項
令和5年度 第2回	令和6（2024）年 1月15日	○第3期府中町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
令和6年度 第1回	令和6（2024）年 7月5日	○府中町こども計画の概要・骨子案について
第2回	令和6（2024）年 11月12日	○府中町こども計画の計画案について
第3回	令和7（2025）年 3月3日	○府中町こども計画について

(2) アンケート調査の実施

令和6（2024）年2月に下記調査を実施し、子育て世帯からの意見要望について把握しました。

【府中町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要】

項目	就学前児童	小学校
調査目的	府中町こども計画における需要量の見込みを設定する上での基礎資料とする	
調査対象	府中町全域	府中町全域
標本数	1,000 件	1,000 件
抽出方法	0歳～就学前児童を持つ保護者	小学生1～6年生を持つ保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
回収数	552 件	559 件
回収率	55.2%	55.9%

また、こどもの意見を聴く取組の1つとして、令和5（2023）年度に広島県が行った県内のこどもの実態やこども施策に対するこどもの意見を聴取するための調査に町独自の調査項目を追加し、「府中町子どもの生活に関する実態調査」を令和5（2023）年7月に実施しました。町立小学校に通う小学5年生とその保護者、町立中学校に通う中学2年生とその保護者を対象に、学校を通じて調査票を配付・回収しました。

各調査結果（町ホームページで公表）は、本計画及び今後のこども・子育て支援施策の充実や改善につなげる基礎資料とします。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査



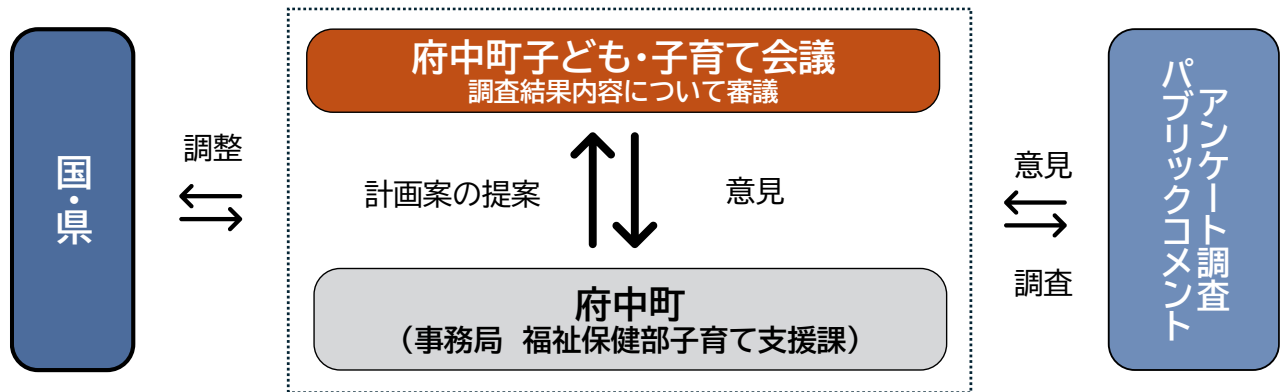
子どもの生活に関する実態調査



上記QRコードからアンケート結果をご覧ください。

(3) パブリックコメントの実施

より広範に町民の意見や提案を聴収し、計画策定における透明性を確保するため、パブリックコメントを実施して、幅広く意見を募りました。



第2章

府中町の子育てを取り巻く現状

1 統計でみる現状

(1) 人口・世帯数の推移

府中町の人口は、令和6（2024）年4月1日現在 52,422 人であり、令和2（2020）年から 375 人の増加（令和2（2020）年を 100.0%とした場合、100.7%）となっています。近年は、世帯数は増加傾向にありますが、人口は、令和4（2022）年をピークに減少傾向であり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人数は、令和2（2020）年の 2.26 人から令和6（2024）年で 2.19 人となっています。

【人口・世帯数の推移】

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
人口(人)	52,047	52,352	52,935	52,815	52,422
世帯数(世帯)	23,032	23,344	23,720	23,908	23,918
世帯人数(人/世帯)	2.26	2.24	2.23	2.21	2.19
人口増減率(%)	100.0	100.6	101.7	101.5	100.7
世帯数増減率(%)	100.0	101.4	103.0	103.8	103.8

注：増減率は、令和2年（2020）年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在。外国人を含む）

(2) 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、出生数が死亡数を上回り、プラスで推移していましたが、令和5（2023）年ではマイナスに転じました。また、転入と転出からみる「社会動態」については、大型分譲マンションの影響で令和3（2021）年に増加したものの近年町外への転出者数が町内への転入者を上回る転出超過傾向にあります。

令和5（2023）年では、自然動態がマイナス 76 人、社会動態がマイナス 193 人、合計マイナス 269 人の人口減少となっています。

【人口動態】

(単位：人)

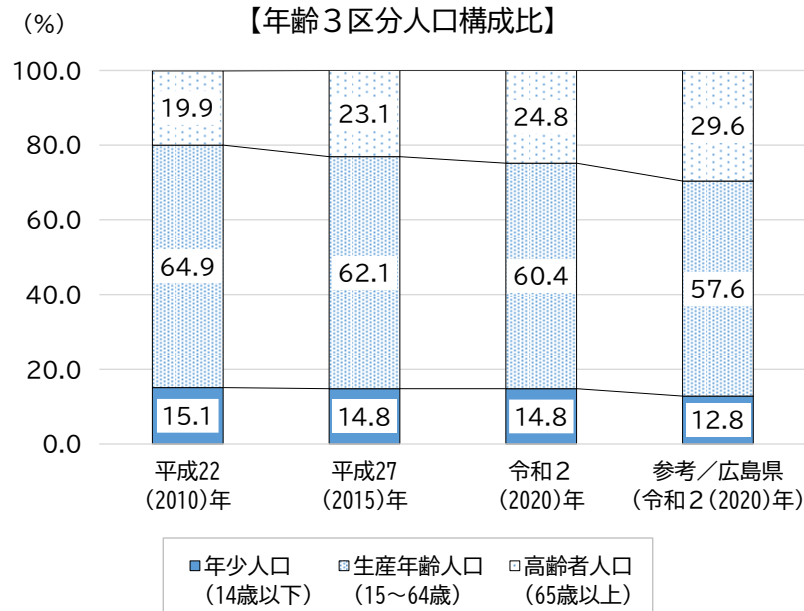
	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡数 (b)	自然動態 (c)	転入 (d)	転出 (e)		
令和元(2019)年	475	435	40	2,425	2,529	-104	-64
令和2(2020)年	502	420	82	2,233	2,454	-221	-139
令和3(2021)年	501	423	78	3,066	2,266	800	878
令和4(2022)年	499	494	5	2,424	2,376	48	53
令和5(2023)年	478	554	-76	2,317	2,510	-193	-269

注：(c) = (a) - (b)、(f) = (d) - (e)、(g) = (c) + (f)

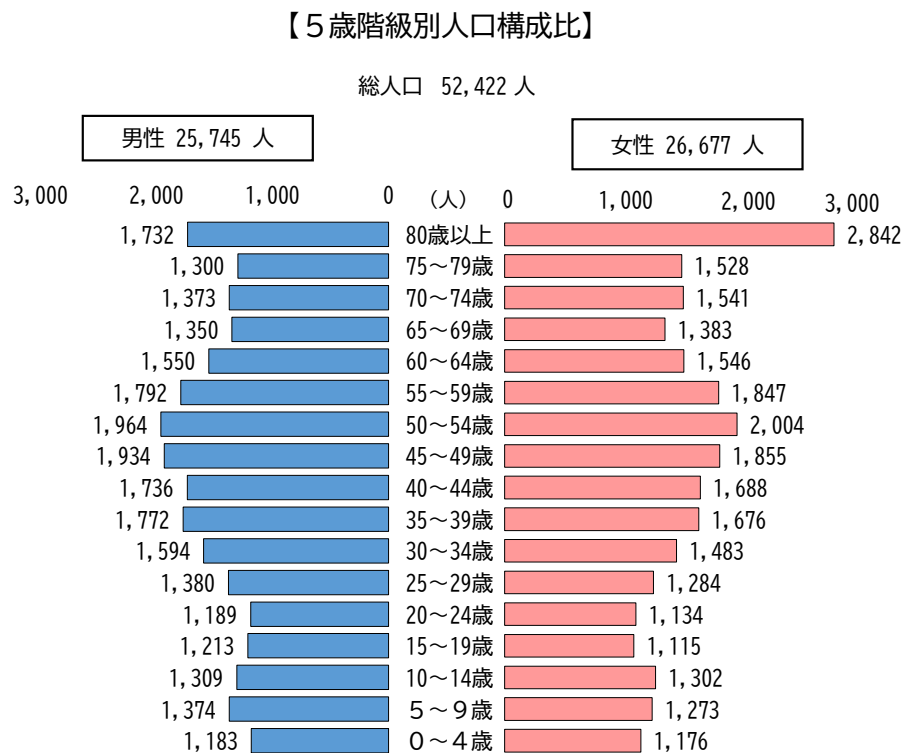
資料：広島県公式ホームページ 「人口移動統計調査」

(3) 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、令和2（2020）年では年少人口（14歳以下）は14.8%、生産年齢人口（15～64歳）は60.4%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）は24.8%となっており、高齢化率は増加で推移しています。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



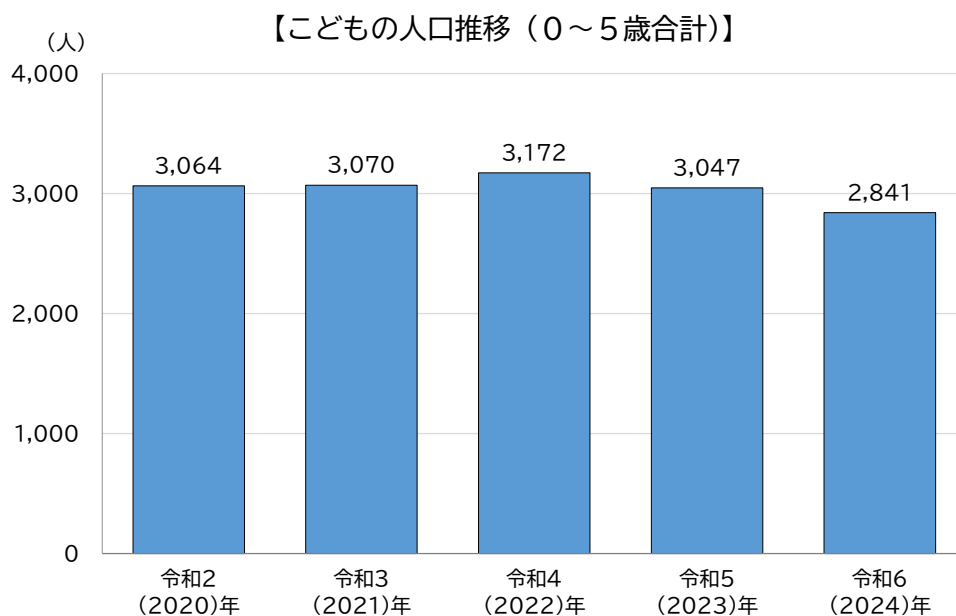
さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に50歳代前半を中心とする「団塊ジュニア層」が多くなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回り、差が目立っています。



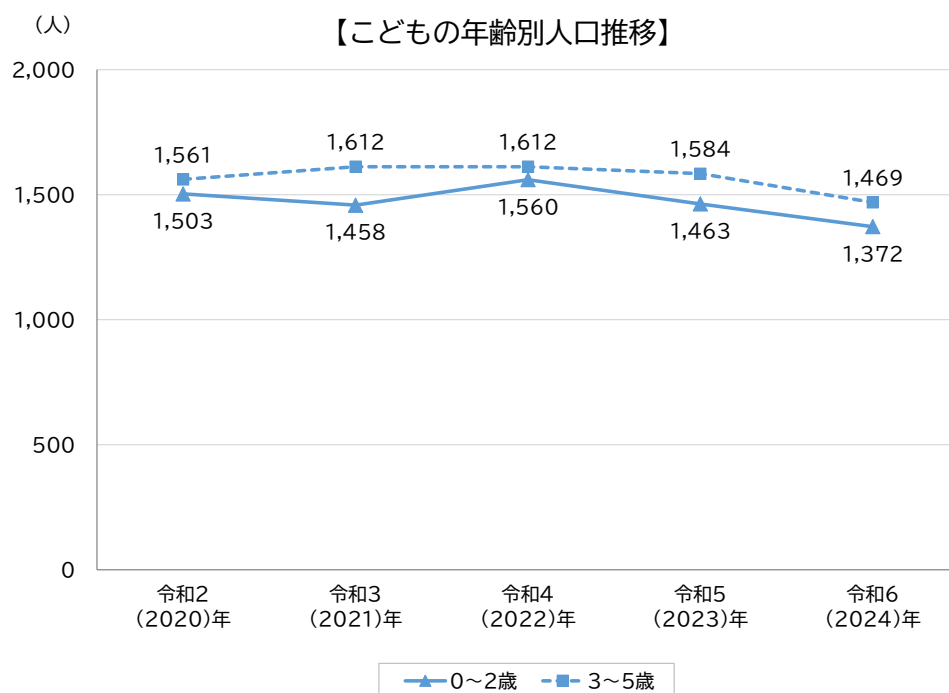
資料：住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日現在。外国人を含む）

(4) こどもの人口推移

府中町の5歳以下のこども人口の推移をみると、おおむね横ばいで推移していましたが、令和6(2024)年は、2,841人と減少に転じています。近年は、3～5歳の合計人数が0～2歳の合計をやや上回って推移しています。



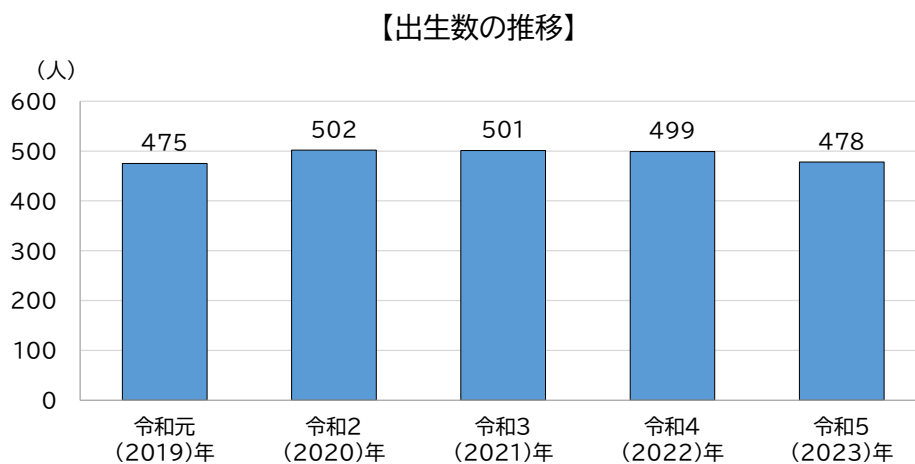
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在。外国人を含む）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在。外国人を含む）

（５）年間出生数の推移

府中町の出生数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和５（２０２３）年は、４７８人となっています。



資料：広島県公式ホームページ「人口移動統計調査」

（６）合計特殊出生率

府中町の合計特殊出生率は、平成 30（2018）年から令和 4（2022）年までの平均では 1.76 となっており、全国、広島県及び広島市の平均を上回っています。

【合計特殊出生率】

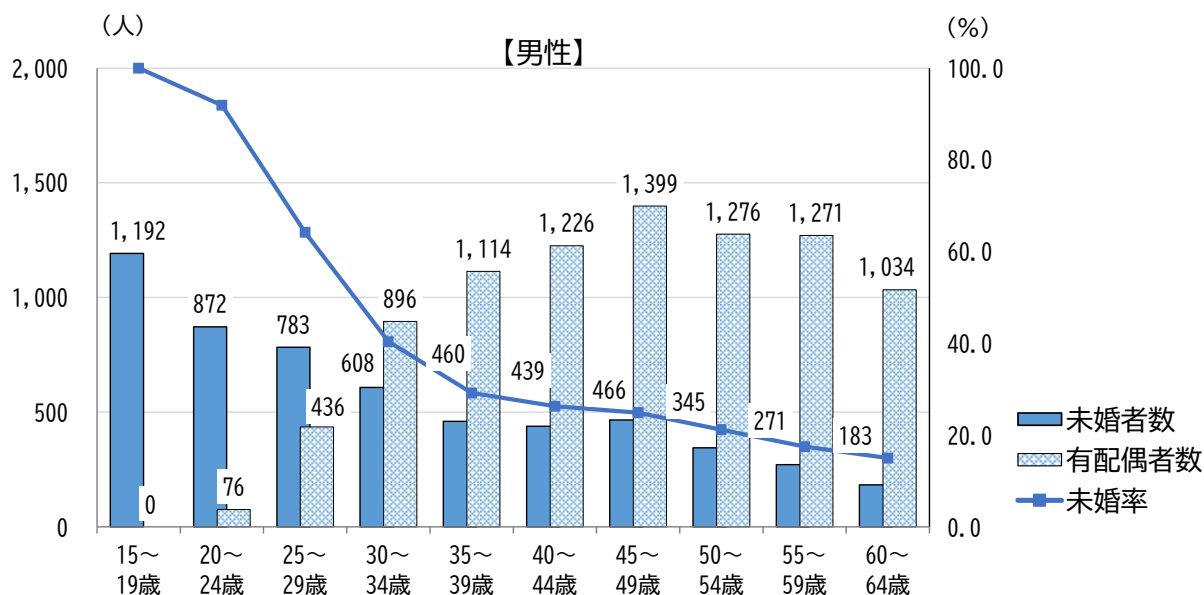
全国	広島県	広島市	府中町
1.33	1.46	1.40	1.76

資料：総務省統計局「国勢調査」

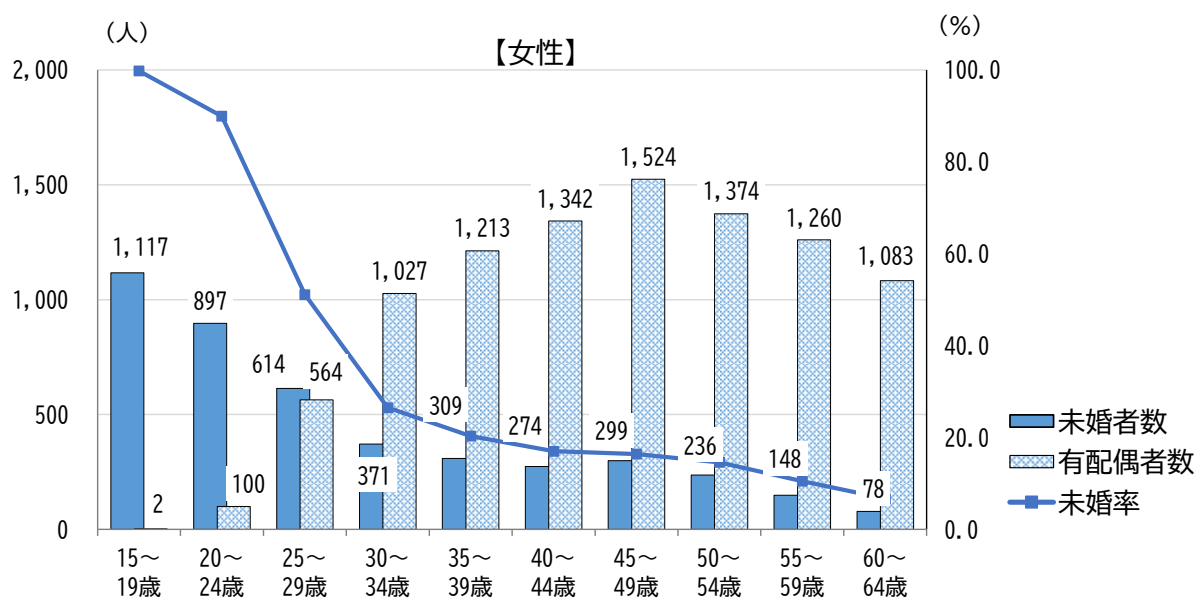
(7) 婚姻の状況

府中町の未婚者と有配偶者を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が有配偶者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳代前半に逆転していますが、男性に比べ有配偶者は大きく上回っています。男女とも若年層の未婚率は緩やかに上昇しています。

【年齢別未婚者と未婚率】



資料：総務省統計局「国勢調査」(令和2(2020)年)



資料：総務省統計局「国勢調査」(令和2(2020)年)

若年層の未婚率の国勢調査比較

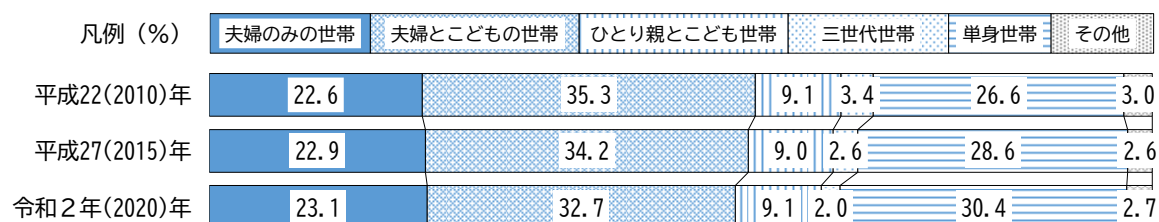
(%)

		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
男性	平成 27 (2015) 年国勢調査	99.7	93.0	62.7	39.3	28.0
	令和 2 (2020) 年国勢調査	100	91.9	64.2	40.4	29.2
女性	平成 27 (2015) 年国勢調査	99.9	88.4	50.7	28.7	19.5
	令和 2 (2020) 年国勢調査	99.8	89.9	51.1	26.5	20.3

(8) 世帯構成

世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると、「夫婦とこどもの世帯」、「三世帯世帯」が減少し、「夫婦のみの世帯」、「単身世帯」は増加で推移しています。

【世帯構成の推移】



資料：総務省統計局「国勢調査」

(9) ひとり親家庭の状況（20 歳未満のこどもがいる世帯）

府中町の 20 歳未満のこどもがいるひとり親家庭については、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると増加して 415 世帯となっており、うち母子世帯が 347 世帯（83.6%）、父子世帯が 68 世帯（16.4%）となっています。

【ひとり親家庭の状況】

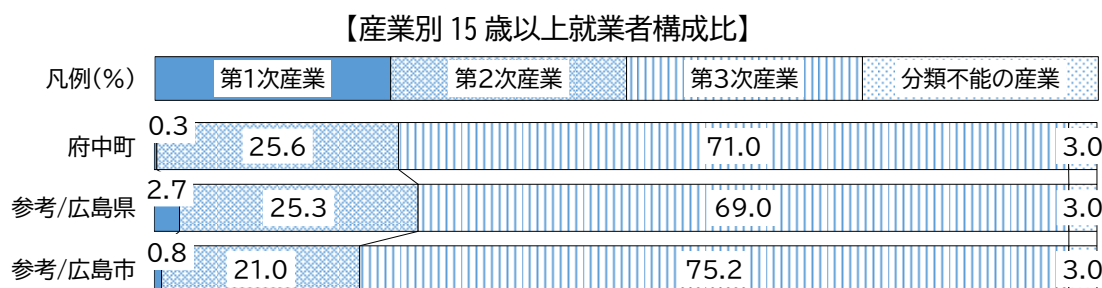
（単位：世帯）

	平成 22（2010）年	平成 27（2015）年	令和 2（2020）年
ひとり親家庭（合計）	374	364	415
母子世帯数	328（87.7%）	318（87.4%）	347（83.6%）
父子世帯数	46（12.3%）	46（12.6%）	68（16.4%）

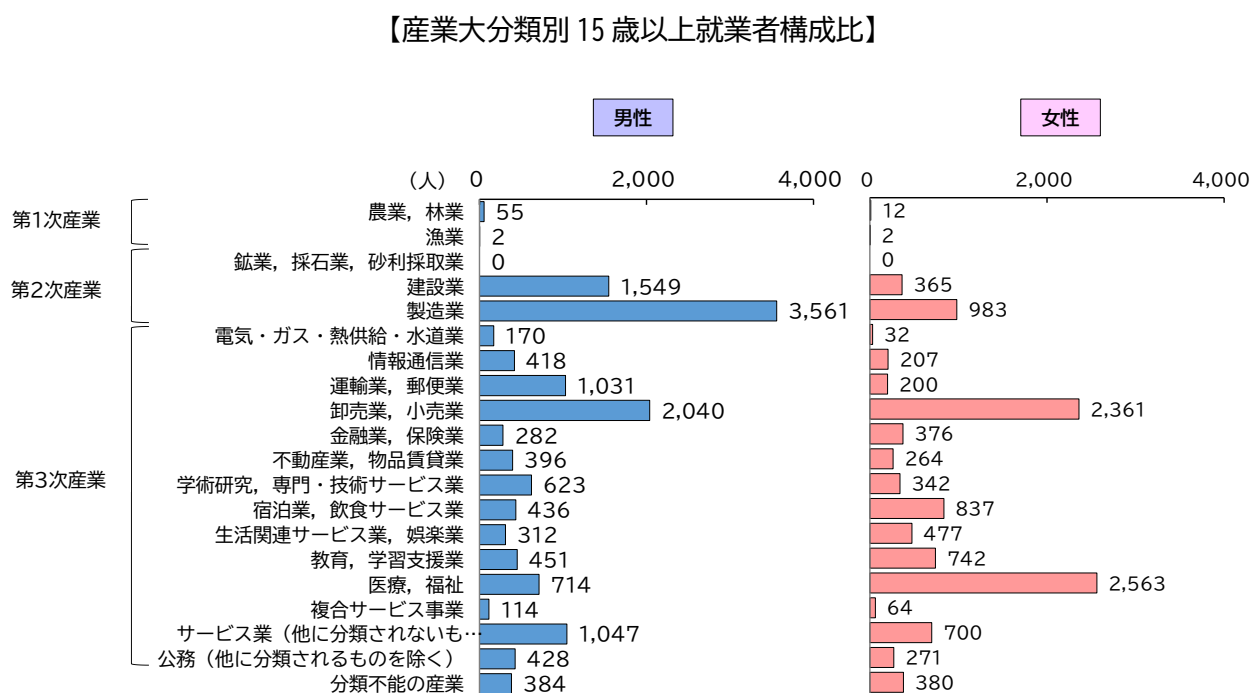
資料：総務省統計局「国勢調査」

(10) 就業構造

産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が0.3%、第2次産業が25.6%、第3次産業が71.0%となっています。広島県全体と比べ、第1次産業の割合が低く、第3次産業の割合がやや高くなっています。



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2（2020）年）

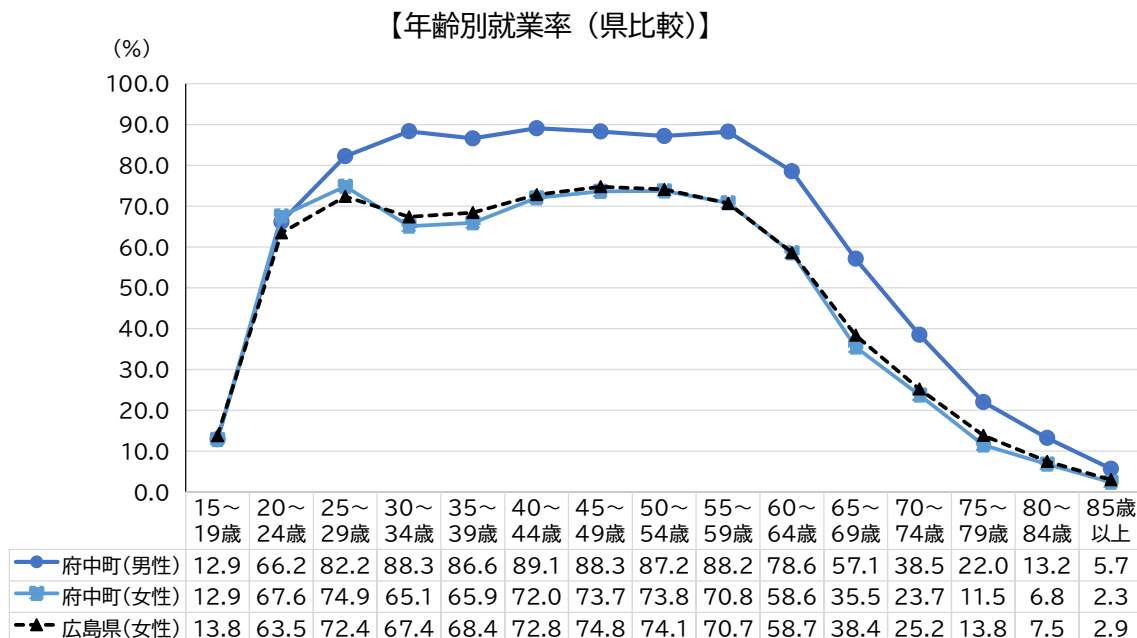


資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2（2020）年）

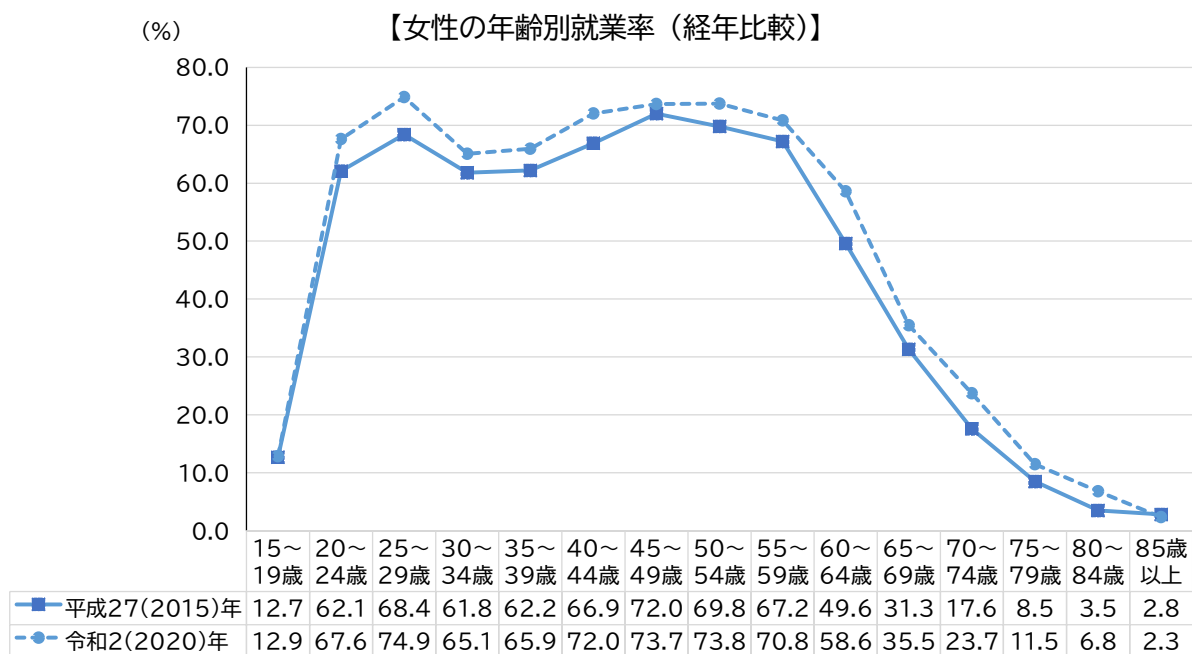
(11) 年齢別就業率

府中町における女性の就業率をみると、30 歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の状況がうかがえます。

また、女性の年齢別就業率は、ほぼすべての年代が上昇傾向にあります。



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2（2020）年）



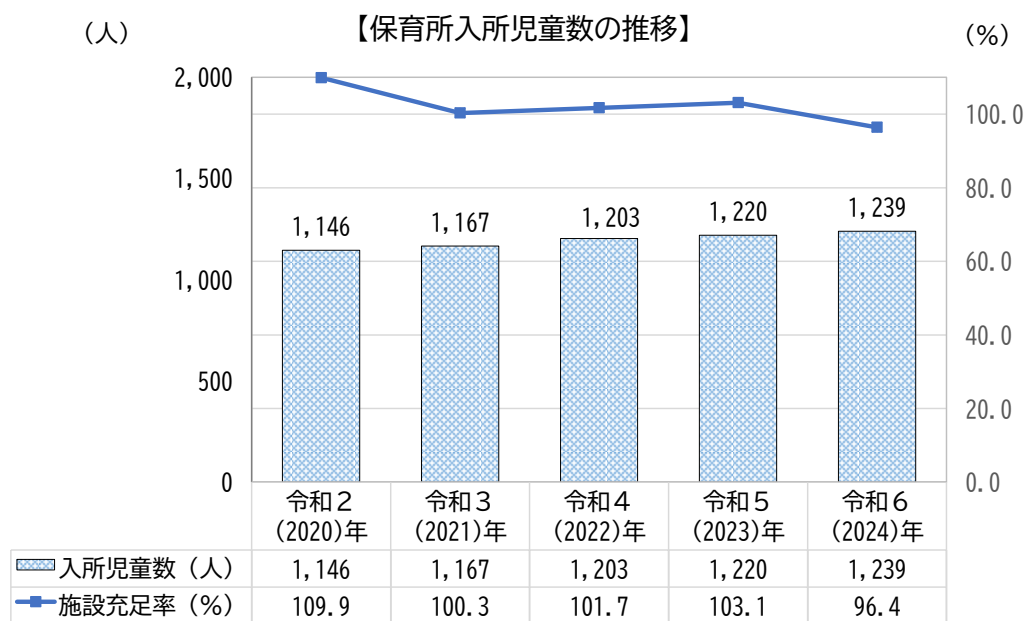
資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2（2020）年）

※ 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30 歳代前半を谷として、20 歳代後半と30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

2 子育て支援施設や事業の状況

(1) 保育施設の現状

府中町の保育施設は、令和6（2024）年度は12園となっています。入所児童数は、増加で推移しています。令和6（2024）年度には新たに1施設が開設となり、施設充足率が96.4%となっています。



資料：府中町資料（各年4月1日現在）

【保育施設の現状】

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数（園）	10	11	11	11	12
定員（人）	1,043	1,163	1,183	1,183	1,285
入所児童数（人）	1,146	1,167	1,203	1,220	1,239
施設充足率（%）	109.9	100.3	101.7	103.1	96.4

資料：府中町資料（各年4月1日現在）

町内の全児童数に占める保育施設の入所児童数の割合は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの間に保育所2園が開園し、令和6（2024）年は43.6%となっています。年齢別では、育児休業取得期間を延長する人の増加により0歳児が減少し、4歳児や5歳児が増加しています。

【年齢別入所児童数の推移】

	令和2（2020）年			令和6（2024）年			入所児童数 （b）の増減 （%）
	全児童数 a（人）	保育施設 入所児童数 b（人）	入所児童 割合（%） c = b / a	全児童数 a（人）	保育施設 入所児童数 b（人）	入所児童 割合（%） c = b / a	
0歳	491	42	8.5	427	40	9.3	▲4.7
1歳	475	213	44.8	450	220	48.8	3.2
2歳	537	248	46.1	495	272	54.9	9.6
3歳	537	232	43.2	470	233	49.5	0.4
4歳	498	205	41.1	517	244	47.1	19.0
5歳	526	206	39.1	482	230	47.7	11.6
合計	3,064	1,146	37.4	2,841	1,239	43.6	8.1

注：増減率は、令和2（2020）年を基準とした場合の令和6（2024）年の増減割合を示す。

資料：府中町資料（各年4月1日現在）

入所児童数が施設規模（定員）を下回り、府中町全体でみると、施設充足率は、96.4%となっています。例年4月1日で100%を超えており、年度途中の入所が難しい状況でしたが、新規園の整備により緩和された結果となっています。

【保育施設別入所児童数の現状】

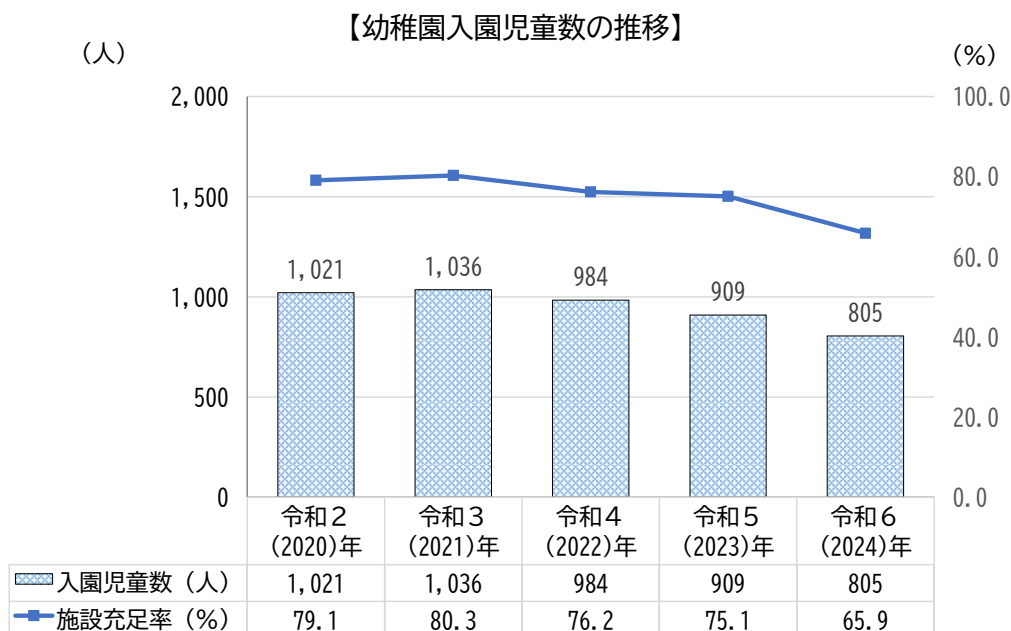
	定員 （人）	年齢別児童数（人）							施設 充足率 （%）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
府中ひかり保育園	160	4	24	36	28	34	27	153	95.6
第二府中ひかり保育園	180	6	36	44	39	41	38	204	113.3
こんごう保育園	190	5	25	32	33	36	39	170	89.4
ピッコロゴード保育園	160	4	28	29	34	36	26	157	98.1
こんごうさくら保育園	120	2	22	24	24	21	22	115	95.8
府中なかよし保育園	100	5	13	15	9	6	5	53	53.0
認定こども園つばめ	160	5	29	32	35	39	42	182	113.7
若竹こども園	160	6	30	31	31	31	31	160	100.0
みなみの風保育園	19	0	8	12	—	—	—	20	105.2
アール KIDS	19	3	5	6	—	—	—	14	73.6
チェリー保育園	7	0	0	5	—	—	—	5	71.4
プレ・キンダーガルテンかしわ	10	0	0	6	—	—	—	6	60.0
合 計	1,285	40	220	272	233	244	230	1,239	96.4

注：児童数は、府中町の児童のみ集計。

資料：府中町資料（令和6（2024）年4月1日現在）

(2) 幼稚園の現状

府中町の幼稚園は、令和6（2024）年度は5園、認定こども園は2園となっています。入園児童数は、緩やかに減少しており、令和6（2024）年は805人となっています。施設充足率も減少傾向にあり、65.9%となっています。



【幼稚園の現状（①）】

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数（園）	5	5	5	5	5
入園児童数（人）	877	893	836	762	673

資料：文部科学省「学校基本調査」（各年5月1日現在）

【認定こども園の現状（②）】

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数（園）	1	1	1	1	2
入園児童数（人）	144	143	148	147	132

注：児童数は教育認定標準時間（幼稚園部）として認定した府中町の児童のみ集計、資料：府中町資料（各年5月1日現在）

【年齢別入園児童数の推移（①+②）】

	在園児童数（人）					児童数 伸び率（%） R6/R2
	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	
定員	1,290	1,290	1,290	1,210	1,220	—
3歳	333	348	291	276	248	▲25.5
4歳	341	339	350	286	278	▲18.4
5歳	347	349	343	347	279	▲19.5
合計	1,021	1,036	984	909	805	▲21.1
施設充足率（%）	79.1	80.3	76.2	75.1	65.9	—

資料：府中町資料（各年5月1日現在）、文部科学省「学校基本調査」（各年5月1日現在）

(3) 特別保育事業（延長保育・一時預かり・休日保育）

延長保育事業の利用者数については、減少で推移していますが、一時預かりは増減を繰り返しながら推移しています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延長保育（人日/年）	25,075	20,466	17,981	17,953	16,656
一時預かり（人日/年）	21	9	124	71	95
休日保育（人日/年）	180	274	346	187	337

注：一時預かりは、保育所等において実施する事業の利用者を計上

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、令和5（2023）年度は町内の小学校5か所（19 支援単位）で実施しています。利用者数は近年、増加で推移しています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
支援の単位	16	16	19	19	19
利用者合計（人/年）	677	709	688	675	726
低学年	546	577	571	524	577
高学年	131	132	117	151	149

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用者数については、近年は増加で推移しており、令和5（2023）年度は、171 人となっています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延べ利用人数（人日/年）	6	13	76	79	171

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の利用者数については、令和2（2020）年度に、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が激減しましたが、令和4（2022）年度から少しずつ増加に転じ、令和5（2023）年度は、107,339 人となっています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延べ利用人数（人日/年）	107,734	45,250	43,210	80,573	107,339

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用者は、増加で推移していた中、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2（2020）年度に減少に転じましたが、令和3（2021）年度から増加に転じ、令和5（2023）年度は1,293人となっています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延べ利用人数（人日/年）	954	435	890	1,083	1,293

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の会員数及び利用者については、おおむね横ばいで推移していた中、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2（2020）年度に利用者数が激減しましたが、令和3（2021）年度から増加に転じ、令和5（2023）年度は160人となっています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
会員合計（人/年）	327	280	289	304	283
おねがい会員（人/年）	221	181	187	203	182
両方会員（人/年）	17	16	19	19	18
まかせて会員（人/年）	89	83	83	82	83
延べ利用人数（人日/年）	157	37	106	114	160

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、高水準で実施できています。令和5（2023）年度は、出産・子育て応援給付金事業と一体的に実施することで、実施率は99.8%まで上昇しています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問人数（人/年）	445	493	482	496	453
実施率（%）	95.1	96.5	94.1	96.5	99.8

(10) 妊婦健康診査事業

妊婦健診は、国が定める望ましい基準（健診回数14回、検査項目）を確保し、受診者数については、出生数の低下に伴い減少しており、令和5（2023）年度は702人（延べ5,201人）となっています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実人数（人）	808	768	792	742	702
受診者延べ人数（人回/年）	6,817	5,725	5,907	5,678	5,201

3 第2期府中町子ども・子育て支援事業計画の点検と評価

第2期計画に基づき実行している様々な子育て支援施策や取組については、毎年度、事業進捗等の点検を行うとともに、実施に当たっての問題点や課題を整理し見直しを進めてきました。こども計画は、それぞれの取組内容の点検・評価結果を踏まえ策定しています。

第2期計画期間に当たる、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの取組について、分野別の主な実施状況及び今後の課題等について整理します。

基本目標1 子育て家庭を支える環境づくり

基本施策1 多様な子育て支援施策の充実	
	(1) 教育・保育ニーズに応じた受入体制の整備
	(2) 教育・保育サービスの充実

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題※
◇潜在的待機児童について、こんごうさくら保育園及び府中なかよし保育園を整備することにより緩和することができました。今後も保護者のニーズの把握に努め、適切な保育の提供が行われるよう、保護者への「寄り添う支援」のための環境を整備していく必要があります。 ◇保育士の確保について、令和4（2022）年度に府中町新卒保育士等就職支援金貸付制度を創設し、令和5（2023）年度に令和6（2024）年度採用者に対し周知を行い、新卒保育士等の就職の際に必要な経費等の支援を行っています。引き続き保育士の確保事業を図る必要があります。 ◇保護者の就労形態の多様化に対応するため、「延長保育事業」「一時預かり事業」「休日保育」については、今後重要度が高まるものと考えられます。事業の継続とニーズを反映させた効率的な運用が求められます。 ◇「病児・病後児保育事業」の利用者数は近年、増加傾向で、利用した保護者からは、「利用して良かった」との声が上がっています。広域連携を結んでいるため、町外の利用者も多く、事業の継続とニーズを反映させ効率的な運営が必要です。 ◇「ファミリー・サポート・センター」の会員数及び利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に利用者が減少しましたが、令和5（2023）年度はコロナ禍前と同水準の利用者数まで戻りました。5～10年前と比較すると利用者数は減少傾向にありますが、引き続き事業の周知を行い、より安全に、またスムーズに実施できるよう、入会時の指導や確認を徹底する必要があります。 ◇子育て短期支援事業（ショートステイ）について、利用延べ日数（人日）は増加傾向にあり、委託先と調整し、こどもの養育や母子の保護ができるように引き続き体制を整えておく必要があります。

※継続して取り組む内容も含む（以下同様）

基本施策2 働きながら子育てできる環境づくり	
	(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
	(2) 仕事と家庭の両立支援

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題
◇全ての小学校で実施している「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」については、令和2（2020）年に延長利用を開始し、サービスの充実を図りました。今後も多様なニーズへの対応など、より一層の充実を図り、保護者が安心して働ける場を提供する必要があります。 ◇男女共同参画については、広報や啓発活動を引き続き推進するとともに、関係機関や団体とさらなる連携の強化と SNS を活用した情報発信に努める必要があります。 ◇産休、育休後の保育所等の円滑な利用については、復職時期にあわせて入所日を決定する入所予約を引き続き実施し、今後も保護者が安心して復帰できるよう努める必要があります。 ◇パパママ育休が取得できるよう支援を行う必要があります。

基本施策3 安心して子育てできる相談支援体制の充実	
	(1) 妊娠期からの切れ目ない相談支援

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題
◇子育て世代包括支援センター（ネウボラふちゅう）における相談事業は、子育て支援・母子保健コーディネーターを配置し、広報・ホームページ等を通じて相談窓口の啓発を行いました。令和6（2024）年度からは「府中町こども家庭センター」内に統括支援員を配置しており、児童福祉と母子保健の連携を強化し、さらなる相談体制の充実を図る必要があります。 ◇児童センター事業（バンビーズ、ハッピーズ）は、地域のこどもの居場所の一つとして、乳幼児から高校生まで幅広く利用しています。今後もイベントの充実のほか、こどもの意見を聴く場を設け、育児や家庭環境に関する保護者からの相談も可能な限り受けられる体制を整えていく必要があります。 ◇育児不安の軽減を図り、適切で充実した相談や支援できる体制の整備が求められており、人員の確保も欠かせません。今後は、こども家庭センター事業としてサポートプランを作成し、保護者と共有することで、保護者の育児や養育力を向上させるための支援を行い、家庭の支援ニーズに応じた訪問メニューを拡充する必要があります。

基本目標2 健やかな育ちを支える環境づくり

基本施策4 妊娠期からの切れ目のない支援

- (1) 妊娠期からのきめ細かなサポート
- (2) 妊産婦・乳幼児の健康づくり支援

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題

◇妊娠・出産に対する支援の中心となる健康相談や訪問指導などの事業は、妊婦や母親の不安解消に著実な成果をあげており、今後とも継続実施が必要です。

◇若年の妊婦や母親、育児不安の強い母親については、関係機関と連携しながら妊娠期や育児期を不安なく過ごせるよう、適切に対応する必要があります。

◇「乳幼児健康診査」については、母子の健康確保のためにも、引き続き受診率の向上を目指して周知徹底や受診の勧奨が必要です。

◇「産後ケア事業」については、令和6（2024）年度から産後ケアを必要とする人を対象として、利用要件を緩和し、利用者負担額の減額を行い、利用者の経済的負担の軽減を図りました。利用者は近年、増加傾向で、特に母乳ケアのニーズが高く、「利用回数を増やしてほしい。」との意見が多くあり、身体的・心理的にも安定して育児ができるよう適切な利用回数の見直しを行う必要があります。

◇令和5（2023）年2月から開始した妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の乳幼児の家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届や出生届を行った妊婦、子育て世帯に産後・子育て応援ギフトを支給する経済的支援については、安心して出産・子育てができるよう包括的な支援の実施体制を維持しつつ、今後とも継続実施が必要です。

基本施策5 子育て支援のネットワークづくり

- (1) 子育てを学ぶ機会と場の提供
- (2) 親子の交流と地域の仲間づくり

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題

◇子育て支援事業「オープンスペース」「親子でリトミック」について、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に中止していましたが、現在は安定して実施しています。今後、新規の参加者の増加に向けて広報・HP・チラシに加え SNS を利用するなど、周知方法を考慮する必要があります。

◇「家庭教育支援講座」については、子育てやこどもの発達について理論的かつ実証的な知識を得る機会を提供し、参加者同士の交流や育児などに関する不安や悩みの軽減を図るため、今後も継続して実施することが必要です。コミュニティスクールサポーターや家庭教育支援団体との連携や、NPO 法人や社会福祉法人等に委託するなど、地域でこどもの居場所を作っていくことが必要です。

基本目標3 安心した暮らしを支える環境づくり

基本施策6 配慮が必要な子育て家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) ひとり親家庭の自立支援の促進
- (3) 障害のある子どもと保護者への支援

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題

◇昨今、深刻な社会問題にもなっている児童虐待については、虐待の防止や早期発見、早期対応を目指した予防的支援の強化のほか、関係機関とのよりスムーズな連携と支援が求められています。サポートプランを作成・共有し、今後とも継続した取組が必要です。

◇「児童扶養手当」及び「ひとり親家庭等医療費助成事業」については、対象者への周知の徹底を図るとともに、経済的支援に限らず、就業や自立に向けた総合的な相談支援事業の充実も必要です。

◇小1プロブレム※に対応するため、就学前に発達遅れを早期に発見し、支援を行うことが必要です。

◇障害児については、府中町の障害児福祉計画事業との整合を図り、担当課との連携を強化しつつ、適切なサービス提供に努める必要があります。また、発達障害を含む障害のある児童へのより適切な対応についても、今後検討していく必要があります。

※小学校に入学後に学校生活に適應できず、精神的に不安定な状態が続くことで起こるこどもの行動。

基本施策7 経済的支援の充実

- (1) 経済的支援の充実
- (2) 子どもの貧困対策の推進

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題

◇「子ども医療費助成制度」は令和6(2024)年1月に通院も対象者を中学生まで広げ、令和7(2025)年4月から所得制限の撤廃を町独自事業として行います。国や県の動向を確認しながら対象年齢の引き上げの検討が必要です。

◇児童手当等の支給のほか、保育料や教育費の負担軽減についても、保護者等に対して制度の周知を図り、適切な利用の促進が必要です。

◇こどもの学習支援については、経済的な理由で学習塾に通えない中高生を持つ世帯に対して、無料の学習支援教室を広島市及び安芸郡4町で共同実施しています。今後も特に受験生(中学3年生)を持つ世帯を対象に継続した取組が必要です。

基本目標４ 心豊かな成長を支える環境づくり

基本施策８ 安心して学ぶ環境づくり	
	(１) 安全な子どもの居場所づくり
	(２) 多様な体験活動の充実

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題
◇こどもの居場所づくりの推進については、引き続き関係機関や団体との連携強化を図りながら、体験活動のより一層の充実や活性化を図るとともに、利用の促進に向けて、広報やＰＲ活動による周知が必要です。 ◇公民館や児童センターなど多彩な体験活動については、こどもにとって、より魅力的な行事の運営と内容の充実を図る必要があります。

基本施策９ 次代を担う若い世代の育成	
	(１) 子育て体験学習の充実
	(２) 教育相談体制の充実

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題
◇子育て体験学習の充実については、中学３年生を対象に保育実習活動を実施し、関係機関との連携強化を図りながら、事業内をより一層活性化させる必要があります。 ◇教育相談体制の充実については、いじめや非行など問題行動への対策強化をはじめ、こどもの健全育成のために、地域による見守り活動の促進が必要です。

基本目標5 地域で子育てを支える環境づくり

基本施策10 子育てに配慮した生活環境の整備

- (1) 安全で快適なまちづくり
- (2) 児童・生徒を見守る活動の推進

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題

◇こどもがのびのびと快適に過ごすため、こどもの安全確保に向けた道路や交通環境、住環境の整備等が引き続き必要です。

◇公営住宅の募集は、公正を期すとともに、他の入居希望者との調整を図り、母子・多子等の世帯についての優遇措置を継続する必要があります。

基本施策11 子どもの安心・安全の確保

- (1) 公共施設等の安全管理の推進
- (2) 地域の交通安全・防犯対策の推進

これまでの主な取組内容と今後の主な取組課題

◇公園の維持管理や整備をはじめ、施設内遊具等の定期的な安全点検等、こどもが安心・安全に過ごすための取組が引き続き必要です。

◇交通安全や防犯対策の強化を目的とする、「交通安全教室」や「不審者情報連絡体制」など、こどもの安心・安全につながる事業については、継続して推進する必要があります。また、地域と行政が一体となった地域防犯のさらなる向上を目指す必要があります。

第3章

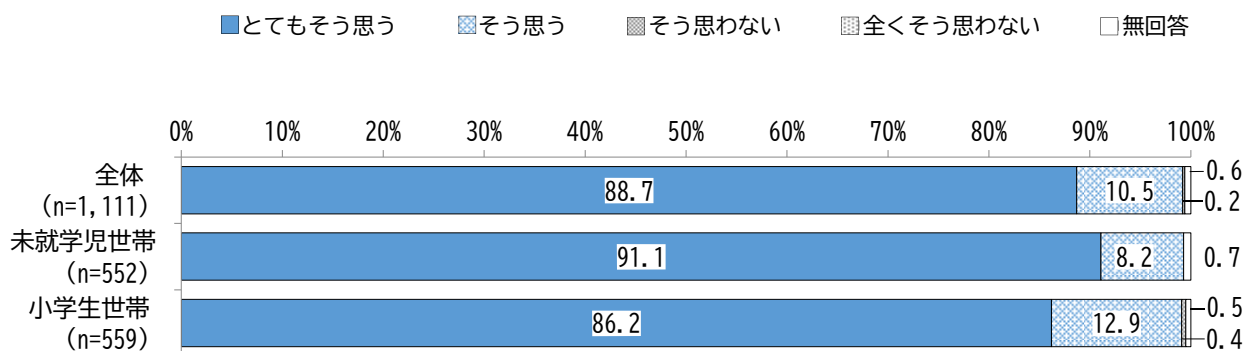
府中町における現状と課題のまとめ

府中町における教育・保育施設の利用推移をはじめ、第2期計画の点検と評価、令和6（2024）年2月に実施した「府中町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」と言います。）及び令和5（2023）年7月に実施した「府中町子どもの生活に関する実態調査」（以下「実態調査」と言います。）などから読み取れる現状と課題を整理します。

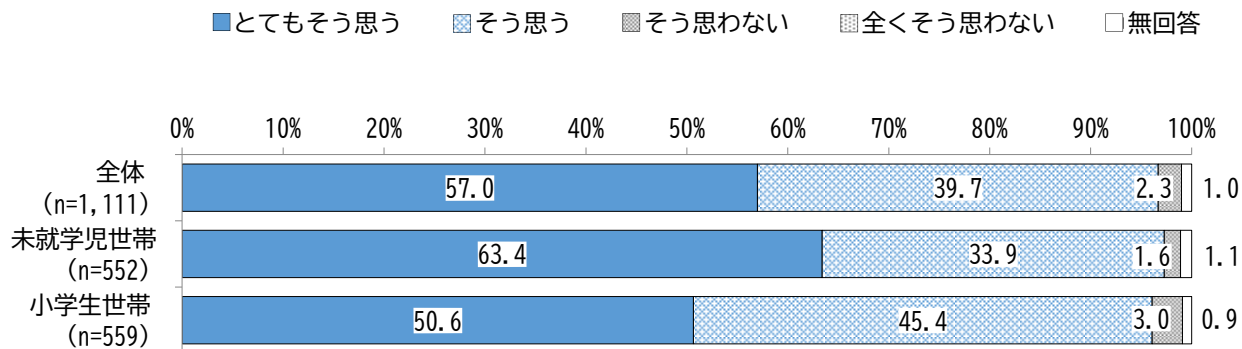
1 こどもの意見の尊重

「すべてのこどもは同じように1人の人間であり人権を持っている」では「とてもそう思う」との回答が88.7%となっています。また「こどもは自分に関することについて自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する必要がある」では「とてもそう思う」との回答が57.0%となっています。

○すべてのこどもは同じように1人の人間であり人権を持っている



○こどもは自分に関することについて自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する必要がある

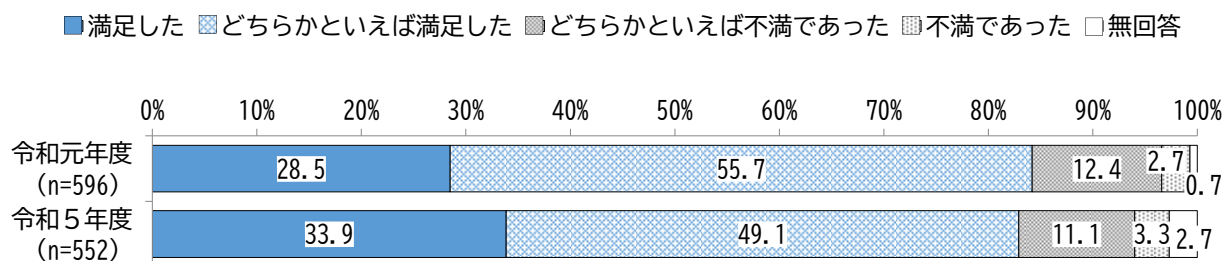


●「こどもの意見の聴取と施策への反映」はこども基本法の基本方針となっており、当事者であるこどもの意見を反映できるよう、大人の意識改革が課題となっています。こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとする大人に対して、より一層の周知・共有を図ることが重要です。

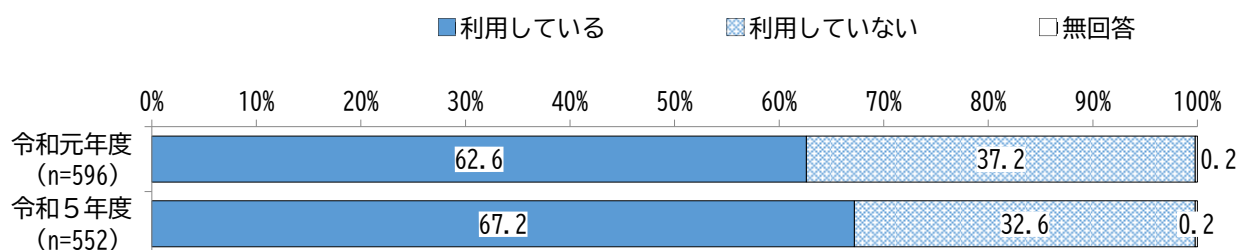
2 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠中・出産時の情報提供や相談体制については、『満足した』（「満足した」と「どちらかといえ
ば満足した」）と回答した人の割合が 83.0%となっており、前回調査（令和元（2019）年度）に比べ、
「満足した」と回答した人が 5.4 ポイント増加しました。子育て支援の施設・事業の利用率につい
ては、過年度に比べ、「利用している」との回答が 4.6 ポイント増加しています。

【妊娠中・出産時の情報提供や相談体制】



【平日の定期的な教育・保育施設の利用状況】

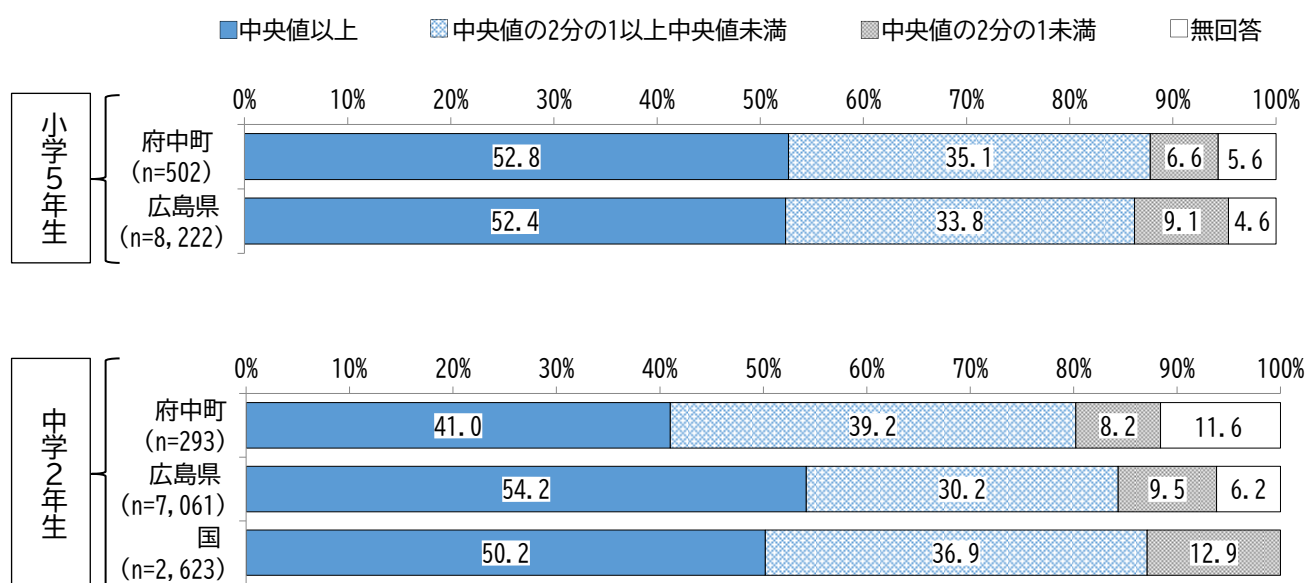


●引き続き、子育て支援施設・事業のニーズについて対応し、十分なサービス量を確保します。

3 家庭の経済状況（ひとり親支援）

経済的な状況について、等価世帯収入※の水準により分類したところ、「中央値の2分の1未満」に該当するのは小学5年生世帯で6.6%、中学2年生世帯で8.2%、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当するのは、小学5年生世帯で35.1%、中学2年生世帯で39.2%となっています。

【家庭の経済的な状況】



※国調査は単身赴任が含まれていません。また、無回答を除いて集計しています。

- ・各エリア別に等価世帯収入の中央値を算出し、それを基準として世帯一人当たりの収入の分布を示しています。
- ・各エリアの等価世帯収入の中央値は、府中町：325万円、広島県：290万円、国：317万円となっています。

※異なる世帯の規模間での経済的な状況を比較するため、世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの。

ここでは、年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とし（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）、同居家族の人数の平方根をとったもので除す。

この方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

例：夫婦と子ども1人世帯 年間収入630万円の場合

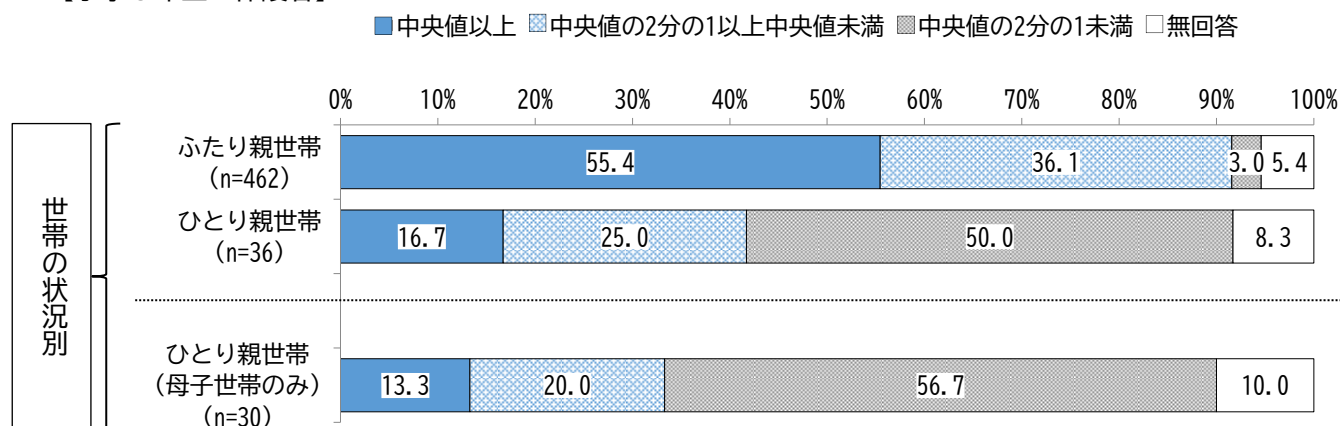
630万円の中央値 600万円から650万円の中央値 625万円

625万円/ $\sqrt{3}$ = 360.8万円 中央値以上となる。

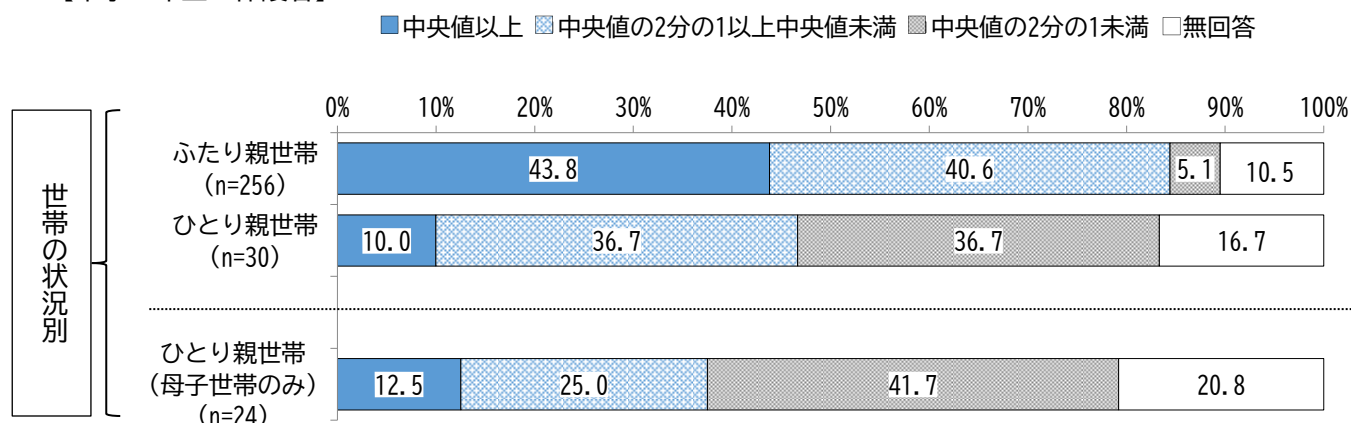
世帯の収入を世帯の状況別にみると、小学5年生の「中央値の2分の1未満」は、「ふたり親世帯」では3.0%、「ひとり親世帯全体」では50.0%、「母子世帯のみ」では56.7%となっています。中学2年生の「中央値の2分の1未満」は、「ふたり親世帯」では5.1%、「ひとり親世帯全体」では36.7%、「母子世帯のみ」では41.7%となっています。

【世帯の状況別】

【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】



【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	374	364	415
母子世帯数	328(87.7%)	318(87.4%)	347(83.6%)
父子世帯数	46(12.3%)	46(12.6%)	68(16.4%)

資料：総務省統計局「国勢調査」(令和2(2020)年)

●等価世帯収入の水準には、世帯の状況や親の最終学歴、就労状況等が影響しており、例えば「ひとり親世帯」の場合では等価世帯収入の水準が低くなる傾向がみられます。

●貧困の問題を抱える家庭について、安心・安全な子育てができるために経済的な支援を行っていきます。また、それぞれの家庭が抱える悩みや問題に即した支援を行うために、関係機関と連携・よりきめ細かな相談体制の構築を行います。

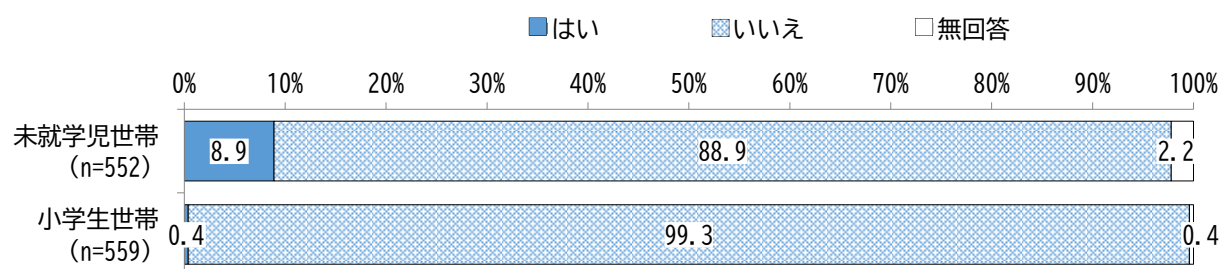
●「ひとり親世帯」は過年度と比較して増加しており、「ひとり親家庭」に対する支援の一層の充実を図ることが必要となっています。

4 ヤングケアラーなど困難を抱えるこどもたちの状況

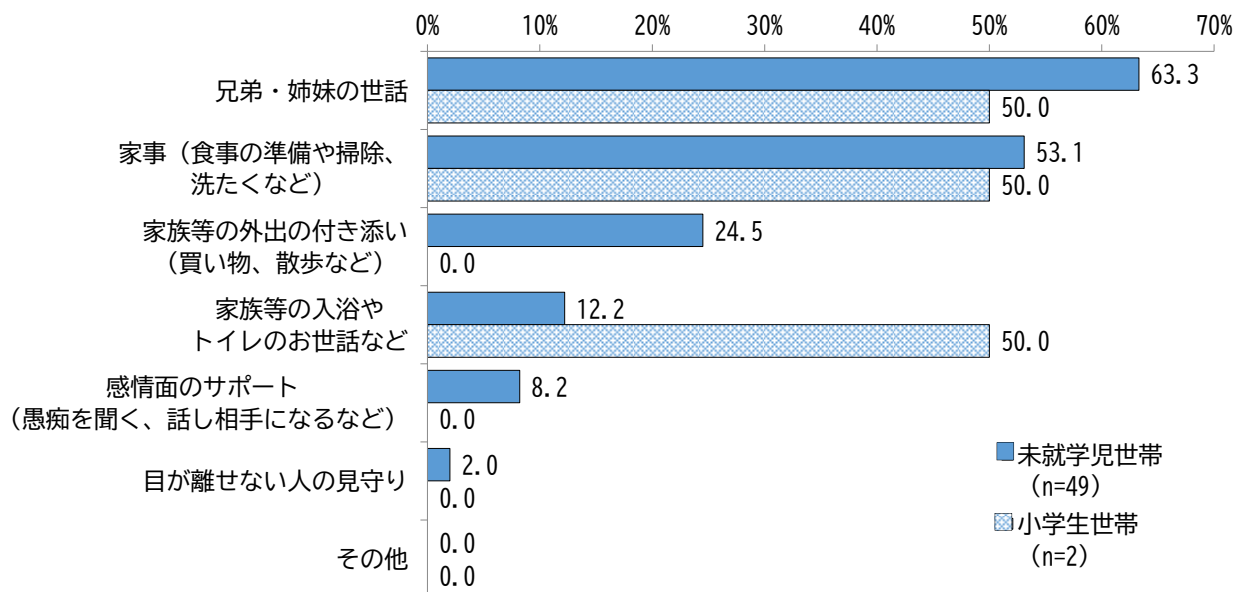
本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を、こどもが行っていること（ヤングケアラー）については、未就学児世帯で、「はい」との回答が8.9%、小学生世帯では、「はい」との回答が1%未満となっています。

家事や家族の世話の内容については、未就学児世帯で、「兄弟・姉妹の世話」が63.3%と最も高く、次いで、「家事」（53.1%）となっています。

【家事や家族の世話】



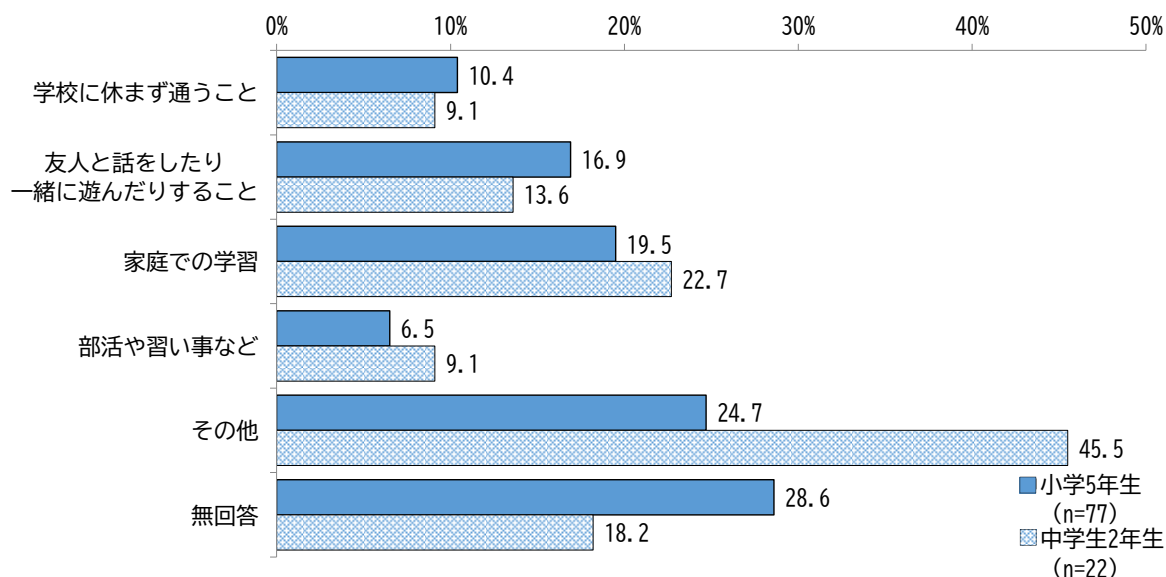
【家事や家族の世話の内容】（複数回答）



実態調査において、「誰かのお世話をしている」と回答した児童生徒について、やりたくてもできなくなっていることを聴取したところ「家庭での学習」や「友人と話をしたり一緒に遊んだりすること」の項目が上位に位置しています。

中学2年生の「その他」には、「ゲーム」や「自分の時間」がありました。

【家事や世話における日常的な影響】（複数回答）



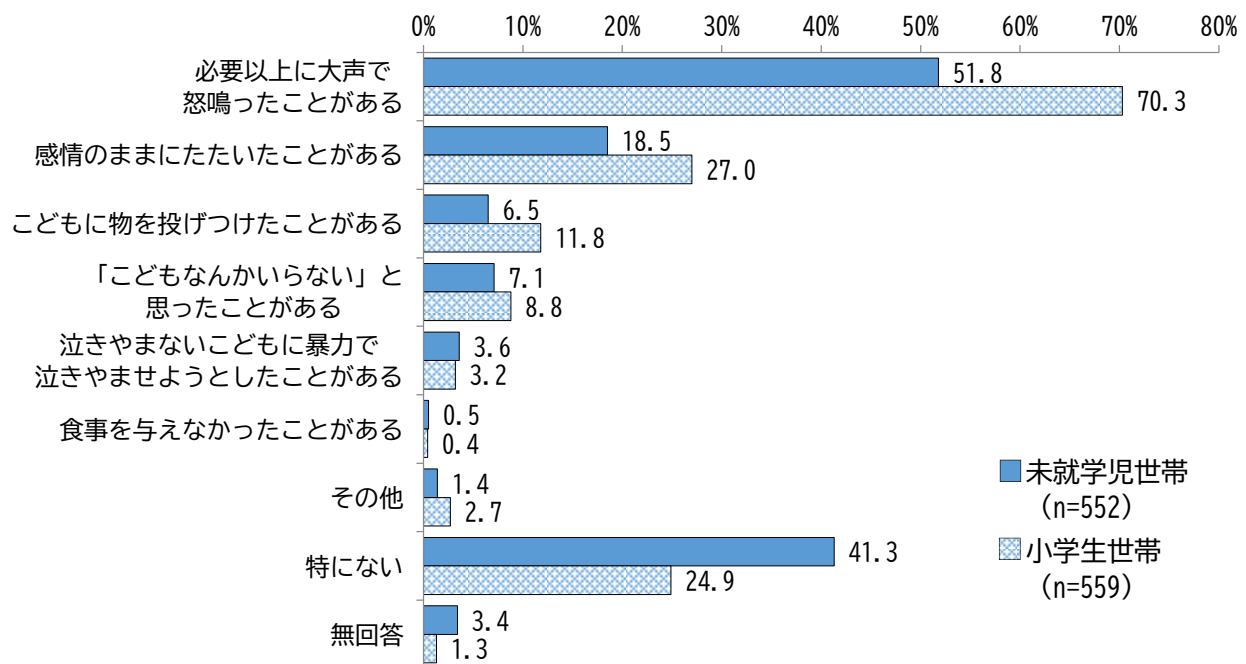
●こどもが学業や友人関係に支障が出るほど、家事や家族の世話に従事していたり、こども自身がヤングケアラーであると自覚していなかったりする可能性があり、ヤングケアラーを早期発見することが課題となっています。

●同調査では等価世帯収入の水準が低い世帯や「ひとり親世帯」では、家族の世話をこどもが担っている可能性が高いことが示されており、ヤングケアラー本人への支援と同時にその世帯全体を支援する必要があります。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、世帯全体にとって必要な支援につなげていくことが重要になります。

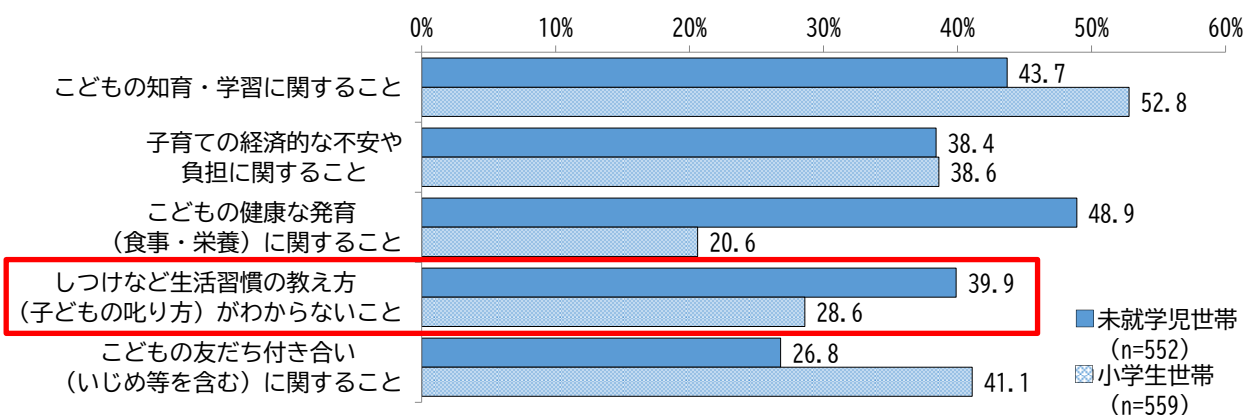
5 学校でのいじめ・家庭での虐待防止

虐待の可能性のある行為について、「必要以上に大声で怒鳴ったことがある」は、未就学児世帯で5割以上となり、小学生世帯では7割以上となっています。また、子育ての悩みについては「しつけなどの生活習慣の教え方（こどもの叱り方）がわからないこと」が上位5項目のうちの一つとなっています。

【こどもに対しての行動や感情】（複数回答）



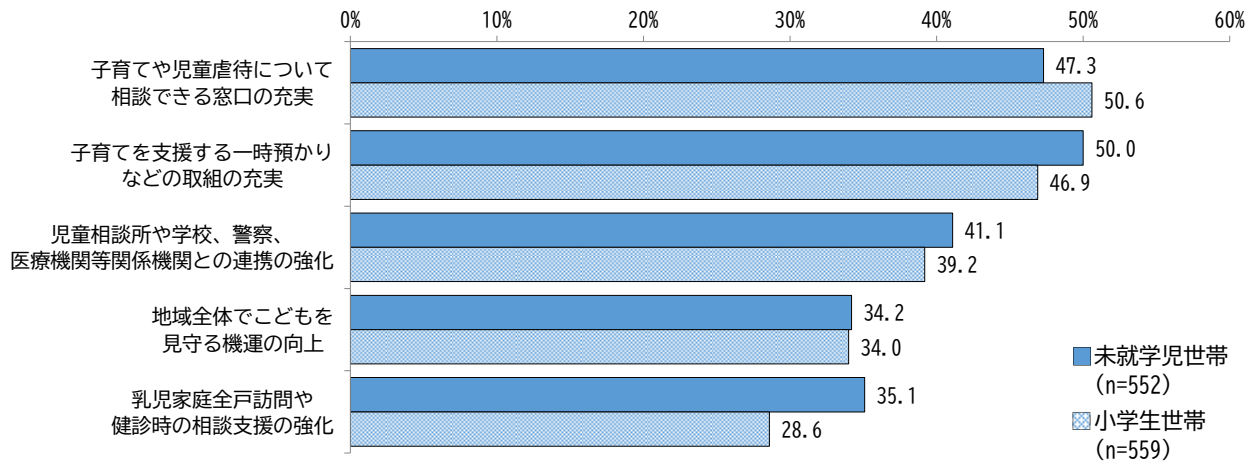
【子育ての悩みごと】（複数回答 上位5項目）



●こどもたちを虐待から守る取組を推進するとともに、不適切な養育につながる可能性のある家庭の二一ズを把握して、子育ての困難さや不安に対して十分な支援を行うことが課題となっています。

児童虐待防止のために必要だと思う取組については「子育てや児童虐待について相談できる窓口の充実」のほか「子育てを支援する一時預かりなどの取組の充実」が高くなっています。

【府中町での児童虐待防止に必要な取組】（複数回答 上位5項目）

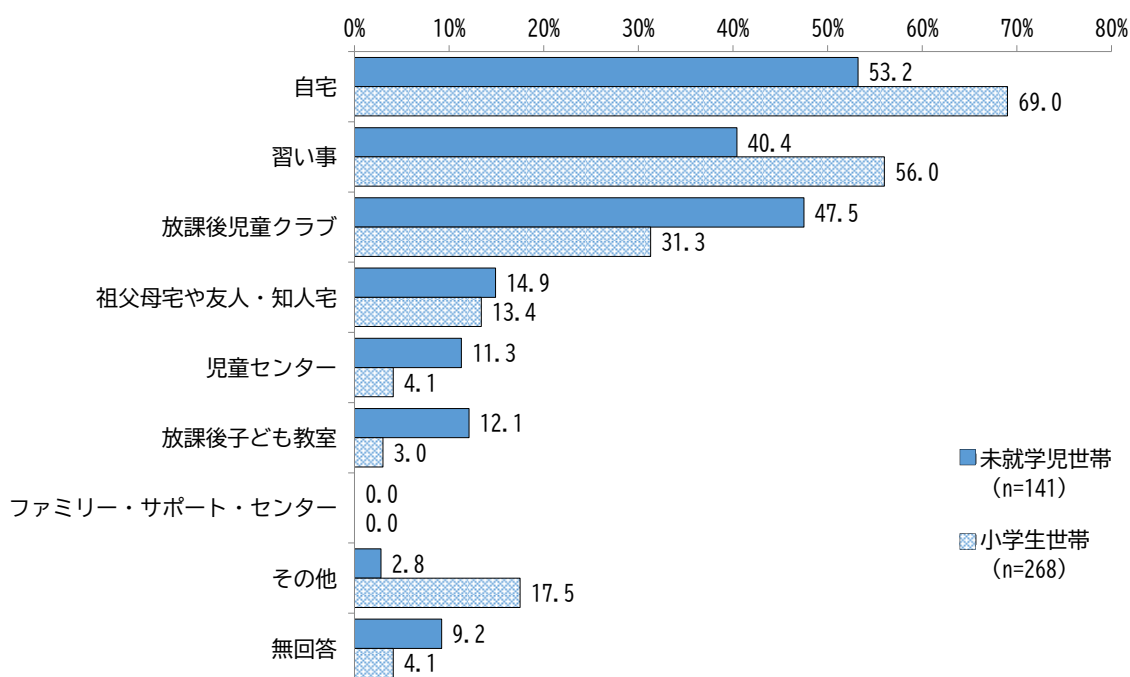


●児童虐待予防の観点からも相談窓口を充実させるとともに、子育て当事者の負担軽減のため一時預かりなどの保育サービスの充実に取り組みます。また、各種機関と連携を強化し、こどもと子育て当事者のSOSをできる限り早期に発見する体制の強化を図ります。

6 こどもの居場所づくり

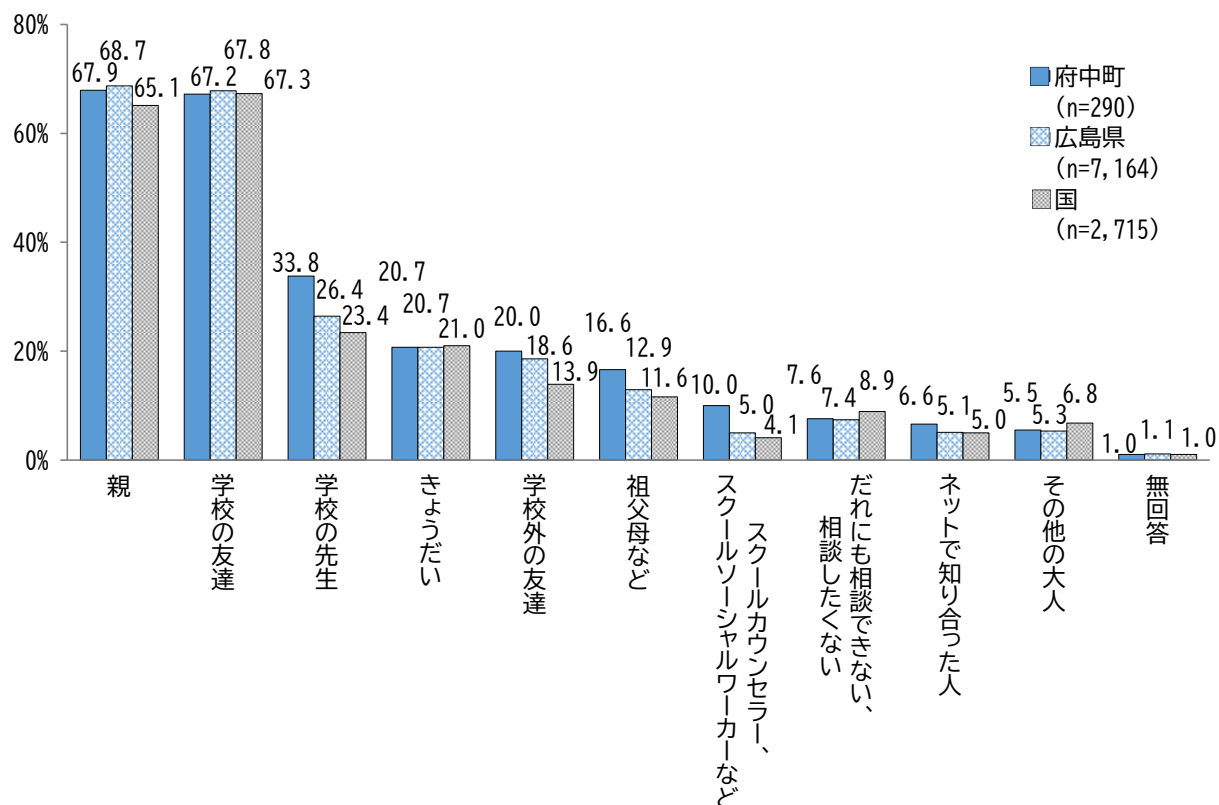
放課後に過ごさせたい場所（低学年時）については、未就学児世帯では、「自宅」が53.2%と最も高く、次いで、「放課後児童クラブ」（47.5%）となっており放課後児童クラブの利用ニーズが高くなっています。現在の利用者数は児童数の2割程度ですが、ニーズ調査では3割近くとなっています。

【放課後に過ごさせたい場所】（複数回答）



困っているときに相談できる人について中学2年生に尋ねたところ、「親」が67.9%と最も高く、次いで「学校の友達」が67.2%となっています。また7.6%が「だれにも相談できない、相談したくない」と回答しており、生活上での悩みがあっても相談できないこどもたちもいることが示されています。

【悩みごとの相談相手】（複数回答）



●こどもが孤立しないための居場所づくりの取組として、放課後児童クラブのサービスを維持しつつ、今後も様々な需要に応じていく必要があります。

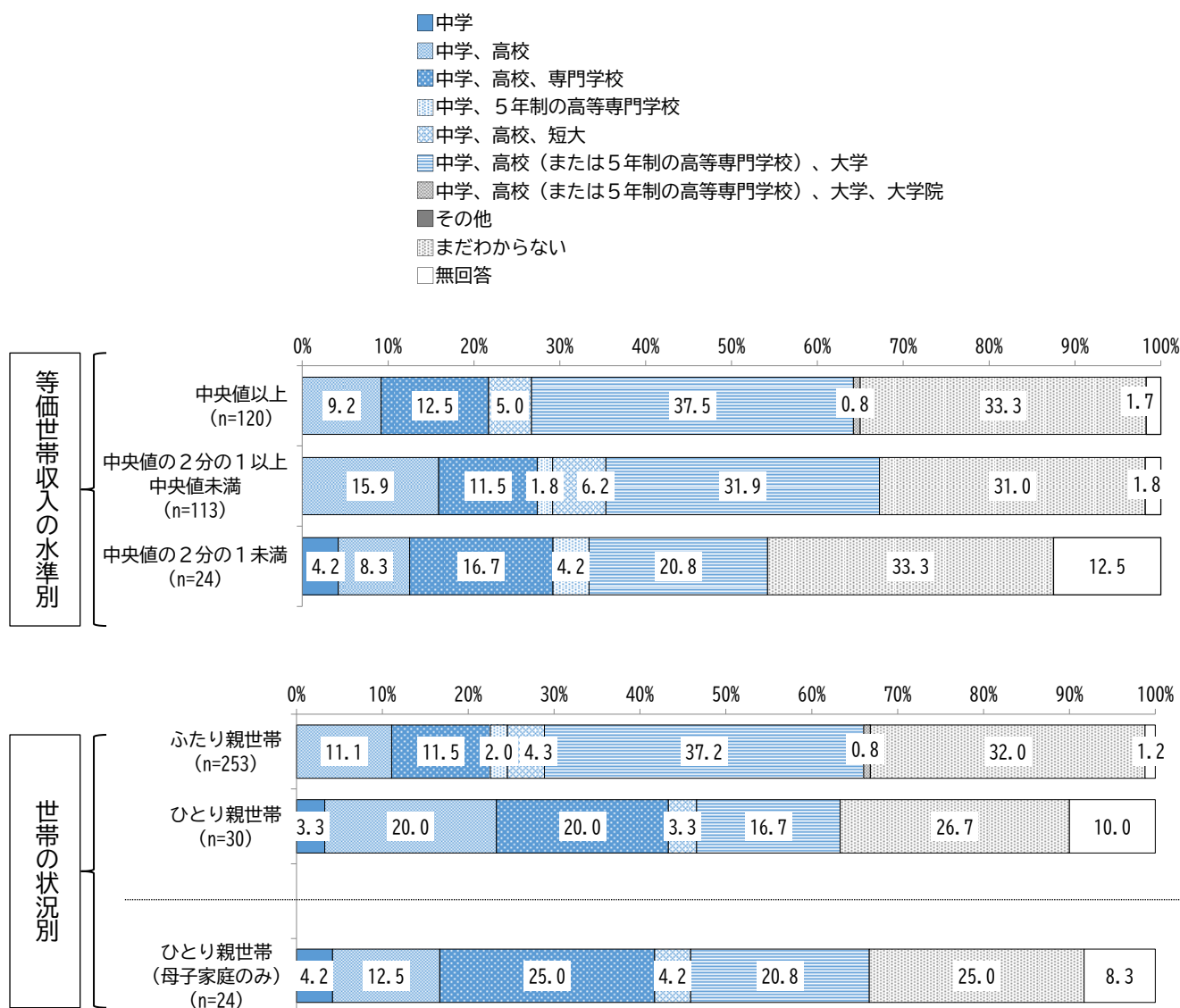
●近年、こどもの貧困をはじめとし、いじめ・不登校・虐待・障害・ヤングケアラーなど、子育て世帯を取り巻く環境においては様々な課題が顕在化してきており、個人が抱える課題も複雑化しています。こどもや子育てを行う保護者が課題を抱え込んで孤独になってしまわないように、相談・支援ができる体制づくりを進めていく必要があります。

7 こどもの多様な未来を支援するための取組

中学2年生に「将来、どの学校に進学したいか」について聴取したところ、収入の水準が低い世帯や「ひとり親世帯」では、最終学歴について大学または大学院を希望する割合が低くなっています。

【将来の希望する進学状況】

【中学2年生】



●家庭での経済状況によってこどもの未来が左右されないためにも、経済的な支援や学習支援を行っていく必要があります。

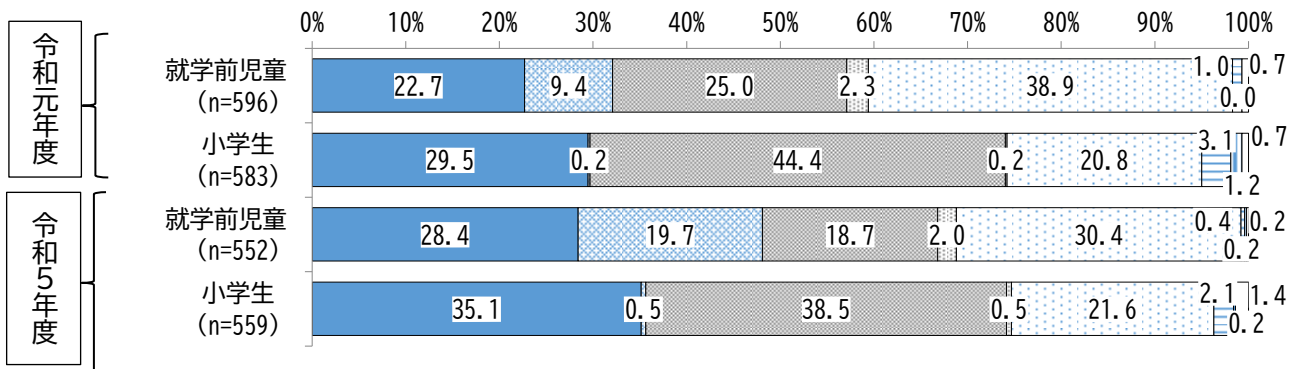
8 就労ニーズの高まりと子育て支援策の充実

現在の母親の就労状況については、前回調査（令和元（2019）年度）に比べ、就学前児童世帯・小学生世帯ともに「フルタイムで働いている」との回答が増加しています。

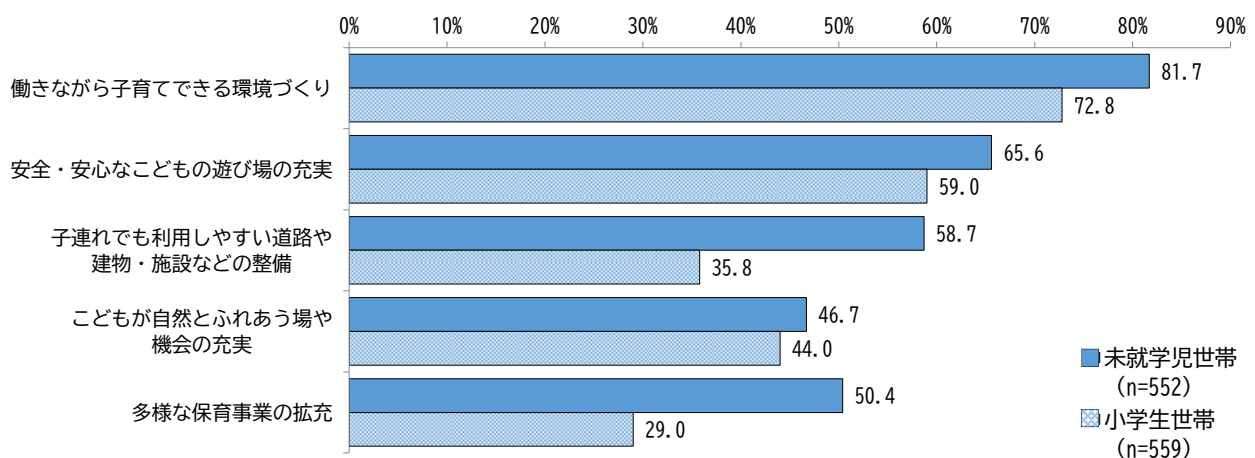
子育てしやすい社会のために、必要な支援策については、就学前児童世帯・小学生世帯ともに「働きながら子育てできる環境づくり」との回答が81.7%、72.8%と最も高く、次いで、「安全・安心なこどもの遊び場の充実」（65.6%、59.0%）などとなっています。

【母親の就労状況】

- フルタイムで働いている
- フルタイムだが産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（フルタイム以外）で働いている
- パート・アルバイト等（フルタイム以外）だが産休・育休・介護休業中である
- 以前は働いていたが現在は働いていない
- これまで働いたことがない
- 母親はいない
- 無回答



【子育てに必要な支援策】（複数回答 上位5項目）



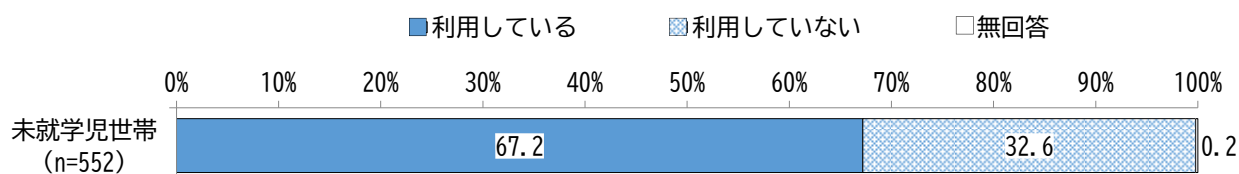
●両親ともにフルタイムの家庭が増加しており、「働きながら子育てできる環境づくり」を中心的な観点として、保育ニーズの高まりに対応する必要があります。

9 子育て支援施設・人員確保等の充実

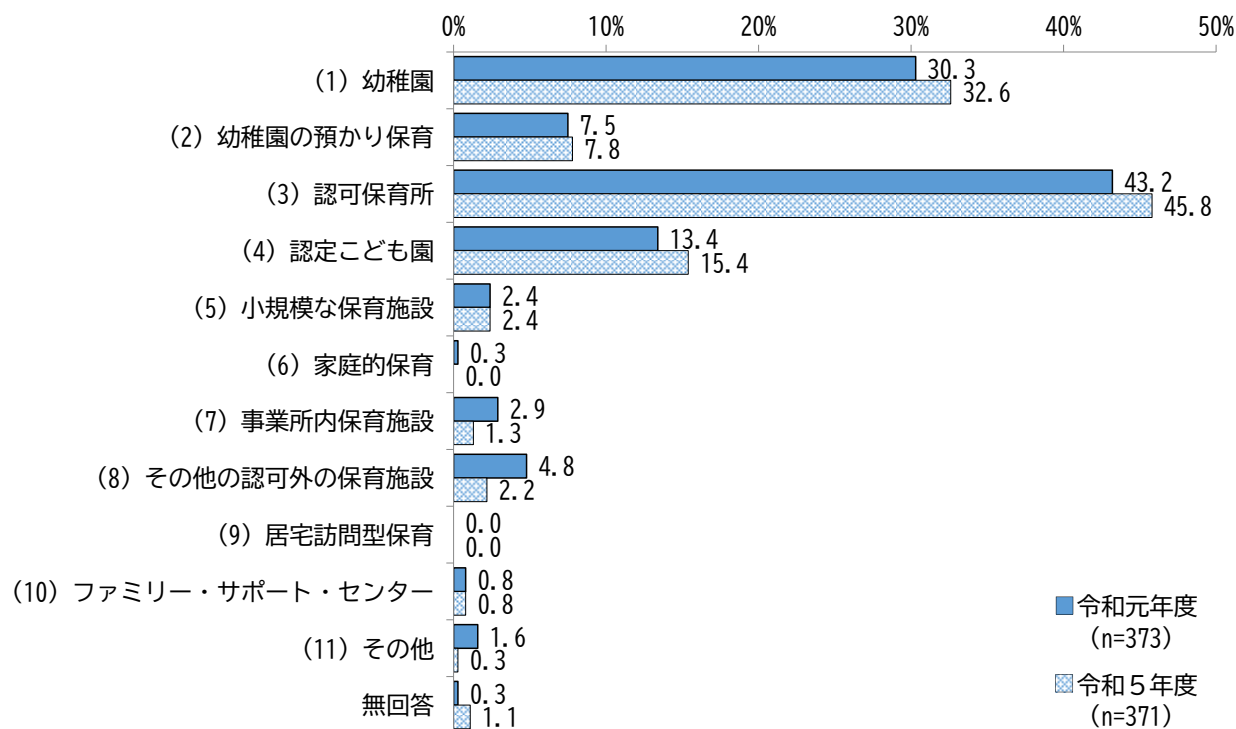
平日における子育て支援施設や事業の利用有無については、「利用している」と回答した人の割合が67.2%、「利用していない」32.6%となっています。

利用している施設や事業については、前回調査（令和元（2019）年度）同様、「認可保育所」との回答が45.8%と最も高く、次いで、「幼稚園」（32.6%）、「認定こども園」（15.4%）となっています。

【平日の定期的な教育・保育施設の利用状況】



【利用している教育・保育施設】（複数回答）



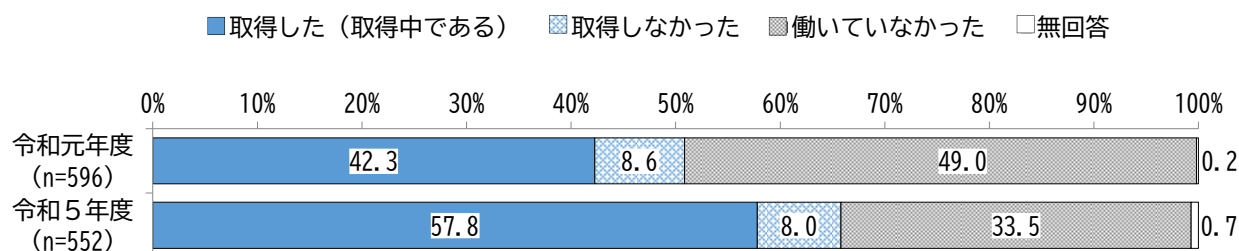
●保育ニーズが高まる中、全国的にも保育士不足が課題となっています。第2期計画から引き続き質の高い保育を安定的に供給するため、人材の確保や育成など、保育士確保に向けた継続的な取組が必要です。

10 働きながら子育てできる環境づくり

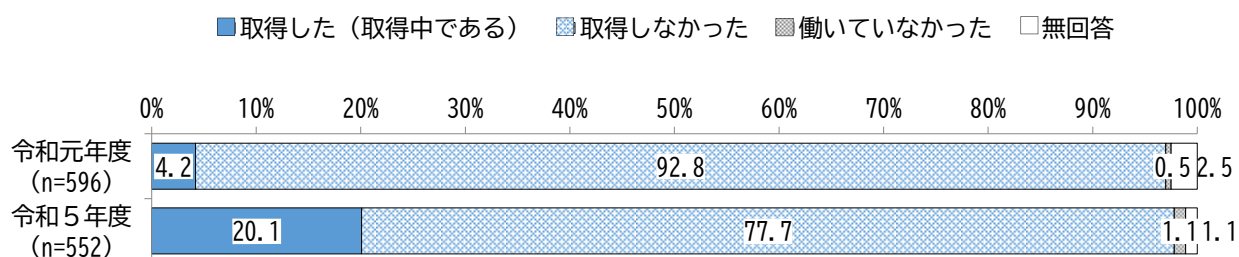
育児休業取得の有無について、母親・父親ともに前回調査（令和元（2019）年度）に比べ「取得した」との回答が約 15 ポイント程度増加しています。

【育児休業】

【母親】

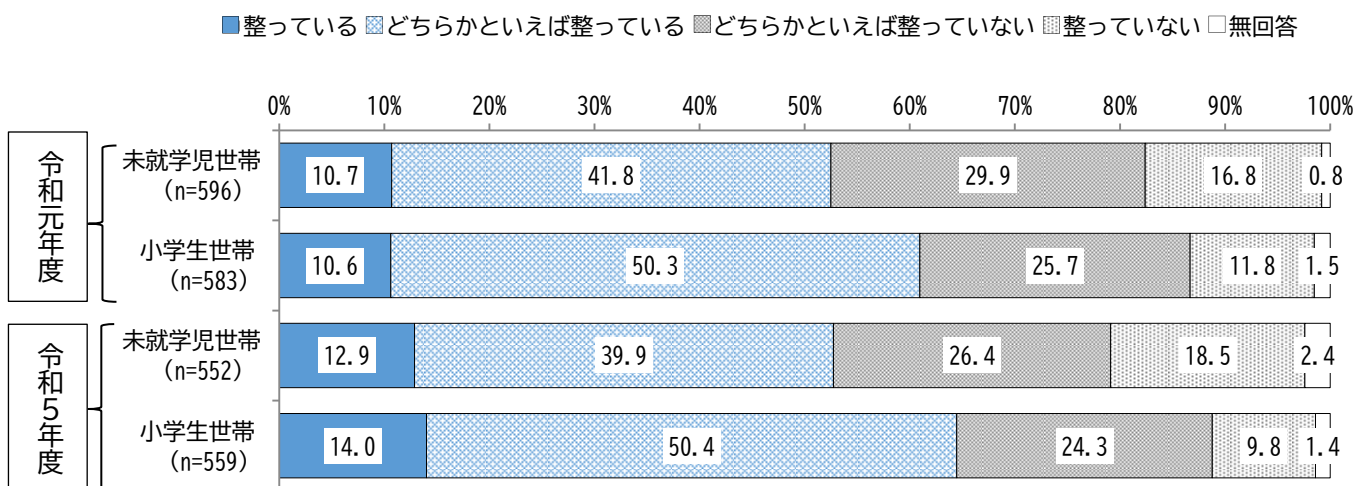


【父親】



仕事と生活を両立できる社会環境が整っているかについては、『整っていない』（「整っていない」と「どちらかといえば整っていない」を合わせた割合）との回答が、前回調査（令和元（2019）年度）と大きな変化はなく、未就学児世帯で4割台半ば、小学生世帯で3割超を占めています。

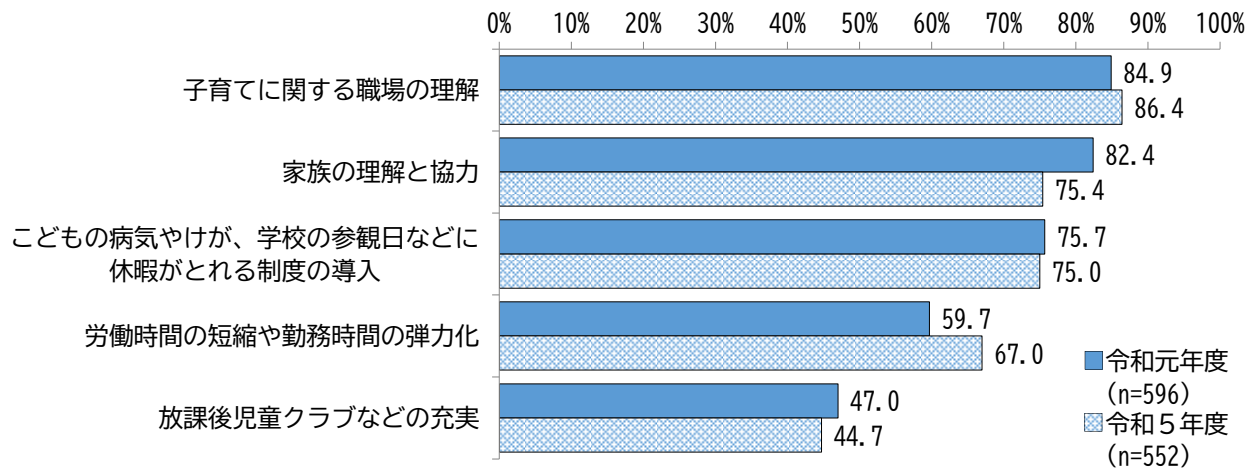
【ワーク・ライフ・バランスの状況】



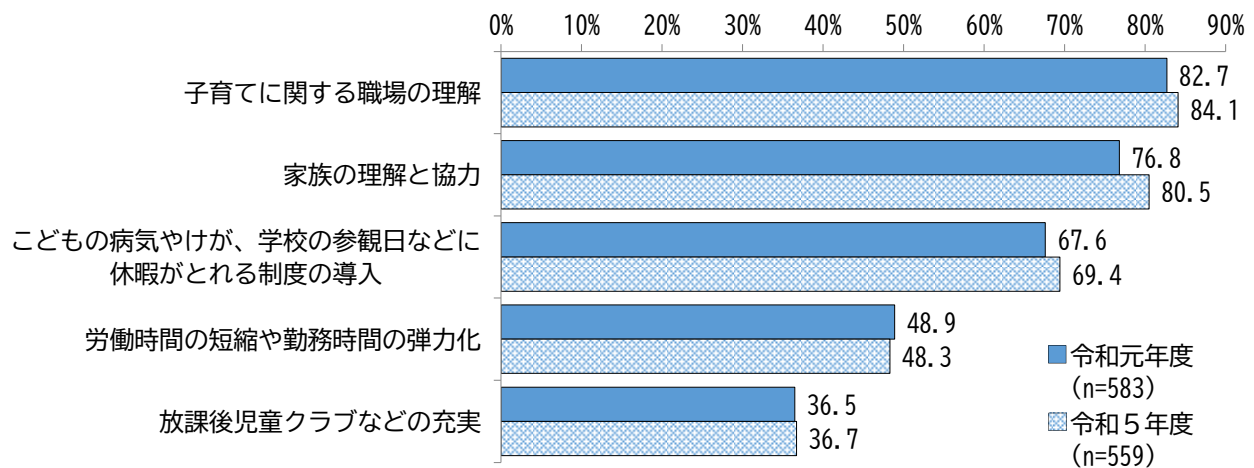
仕事と子育てを両立させるために必要なことについては、未就学児世帯・小学生世帯ともに上位5項目に変動はなく、「子育てに関する職場の理解」、「家族の理解と協力」が引き続き重要視されています。

【仕事と子育ての両立に向けた環境づくり】（複数回答 上位5項目）

【未就学世帯】



【小学生世帯】

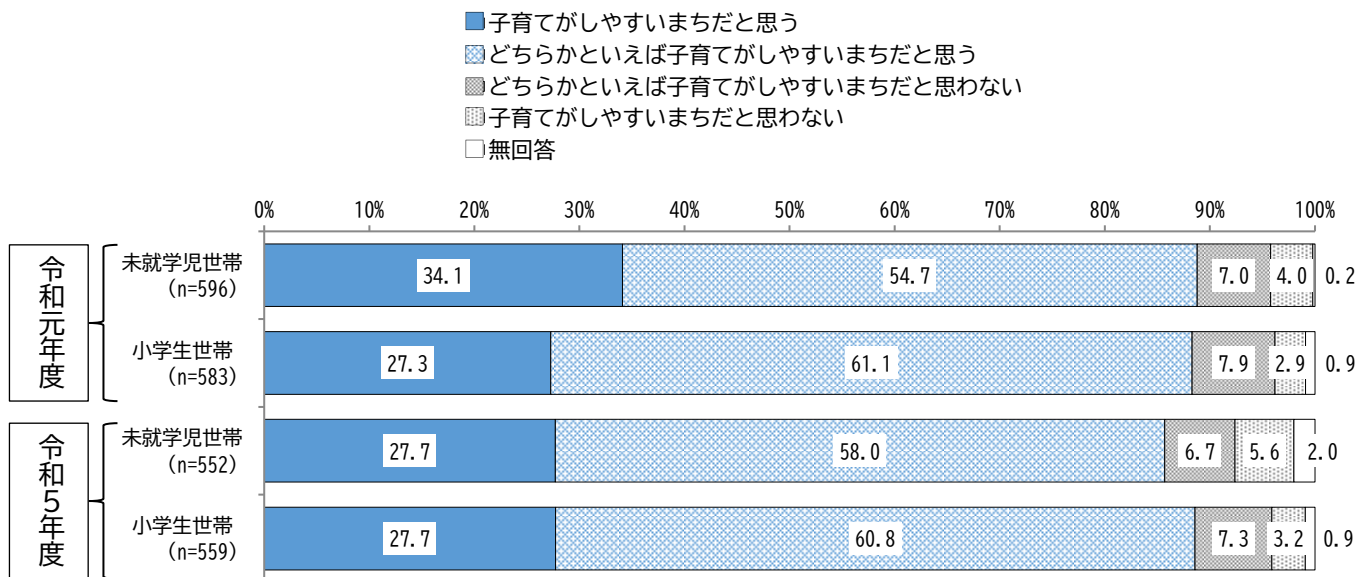


●引き続き育児休業制度の浸透をはじめとして、育児負担が女性に集中している現状を変えること、家庭において仕事と生活を両立できる社会環境を整えることが重要な課題となっています。「職場」と「家庭」における意識変革を促し、柔軟な働き方が実現できる社会環境の整備に取り組みます。

11 地域における子育て支援

府中町の子育てのしやすさについては、大きな変化はなく、8～9割が肯定的な回答となっています。

【府中町は子育てしやすいまち】



●今後も子育てしやすいまちを目指し、配慮を必要とする家庭の支援や多様化することもたちの未来も踏まえつつ、全てのこどもたちが成育できる環境づくりを継続していく必要があります。

第4章

子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

日本全国で少子高齢化が深刻化していくなか、働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症の流行、AIの普及やマイナンバーを活用したデジタル化の推進など、人々のライフスタイルが変更を余儀なくされる状況にあります。そうした中、子どもたちを取り巻く環境としては、経済的な問題や虐待、いじめ、SNSを通じた犯罪など様々な問題が顕在化しており、早期の対応を求められています。

他方、子育て中の保護者の就業率は増加し、両親ともにフルタイムの家庭が増加しており、子育てにおいて行政が果たすべき役割も大きくなっています。そのような中、府中町では、第2期計画で定めた基本理念「地域がつながって 子どもがのびのびと育ち 子育てにやさしいまちづくり」を中心として、多様な子育て支援サービスを展開してきました。

一方、国ではこれまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた、こども大綱を策定しました。これは「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

こうした背景のもと、本計画を「こども基本法」に定める「市町村こども計画」として、こども施策に関する各法律に規定する計画と一体のものとして策定します。これまで掲げられてきた、「地域がつながって 子どもがのびのびと育ち 子育てにやさしいまちづくり」を継承しつつ、「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえ、「こどもまんなか 子どもがのびのび健やかに育つまち ふちゅう」を新たな基本理念とします。様々な背景をもつ子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、第2期計画において推進・充実を図ってきた各施策に、こども大綱において推進を図るべきと定められたこども施策の視点を加え、各課連携のもと、効果的なこども施策を総合的・計画的に推進します。

基本理念

「こどもまんなか」

こどもがのびのび健やかに育つまち ふちゅう

2 基本目標

基本目標1 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

こども・若者が権利の主体であることの啓発、こどもが安全に過ごせるような居場所づくり、多様な体験活動の充実を通じて、こども・若者が心身ともに健やかに育ち、自らの人生を決定して生きていけるようなまちづくりを目指します。また、子育ての体験学習や、生きていくための力を育む学校教育、こども・若者を犯罪・事故から守る環境を整備し、次代を担う若い世代を育成します。この観点において、若者が自分の就労・結婚において自身の希望を叶えられるような社会形成を目指します。

基本目標2 子育て家庭を支える環境づくり

保育ニーズの高まりに対応するため、質の高い教育・保育事業を安定的に提供するための人材の育成や確保対策を行います。また働きながら子育てできるための環境整備として放課後児童クラブの維持と仕事と家庭両立のための考え方の普及に取り組みつつ、安心して子育てできるために相談支援体制を整備します。

基本目標3 健やかな育ちを支える環境づくり

安心して妊娠、出産に臨めるよう、妊娠期からのきめ細かなサポートを推進するとともに、妊産婦及び乳幼児への健康づくりを支援します。また、次代の親として必要な知識の定着を図り、成人期に向けた保健対策を充実させます。そして、子育てを学ぶ場の充実や親子の交流を深める機会を提供し、子育ての孤立を防ぎます。

基本目標4 安心した暮らしを支える環境づくり

児童虐待防止対策やひとり親家庭への生活支援、障害児への支援など、配慮が必要なこどもや家庭への支援を行い、安心して生活できる環境づくりを推進します。また、こどもの貧困対策を進め、家庭の経済環境に左右されない生活を支援します。ヤングケアラーの問題など、困難を抱えるこども・若者を早期に発見し支援する体制を構築します。

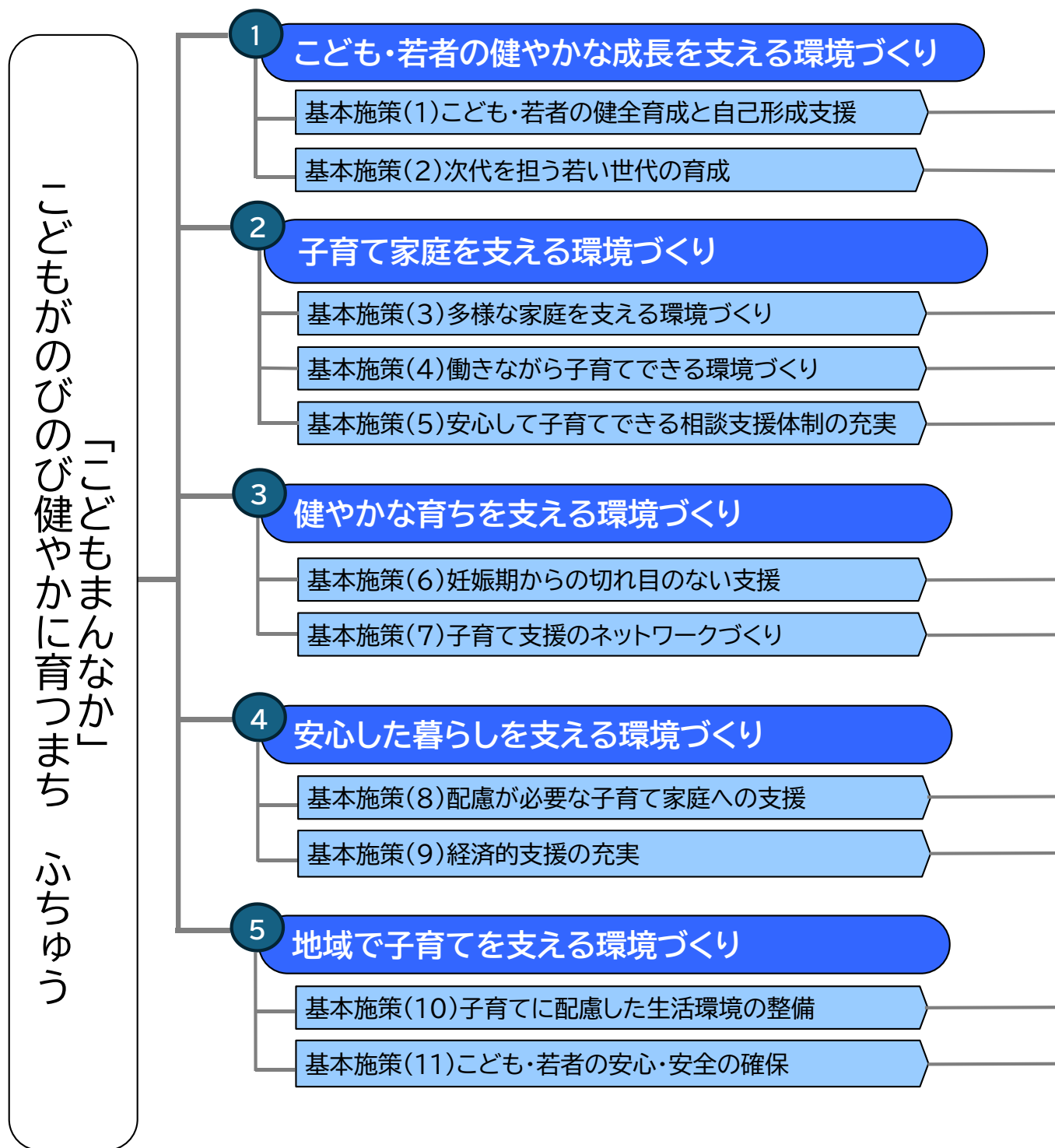
基本目標5 地域で子育てを支える環境づくり

安全で快適なまちづくりを通じて、こども・若者が安全に、安心して過ごせる生活環境を整備するとともに、こどもが事故や犯罪に巻き込まれないよう様々な対策を推進します。

3 取組の体系

基本理念

基本目標/基本施策



主な取組内容

①こども・若者が権利の主体であることの啓発 ②安全なこどもの居場所づくり ③多様な体験活動の充実

①教育相談体制の充実 ②生きる力を育む学校教育の推進 ③犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
④未来を切り拓くこども・若者の応援 ⑤結婚を希望する人への支援

①教育・保育ニーズに応じた受入体制の整備 ②教育・保育サービスの充実

①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実 ②仕事と家庭の両立支援

①妊娠期からの切れ目ない相談支援

①妊娠期からのきめ細かなサポート ②妊産婦・乳幼児の健康づくり支援 ③成人期に向けた保健対策の充実

①子育てを学ぶ機会と場の提供 ②親子の交流と地域の仲間づくり

①児童虐待防止対策の推進 ②ひとり親家庭の自立支援の促進 ③障害のあるこどもと保護者への支援
④困難を有する若者への支援 ⑤ヤングケアラーに対する支援

①経済的支援の充実 ②こどもの貧困対策の推進

①こども・若者の安全で快適なまちづくり

①公共施設等の安全管理の推進 ②地域の交通安全・防犯対策の推進

第5章

計画の内容

〔基本目標1〕 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

基本施策1 こども・若者の健全育成と自己形成支援

こどもが安全に活動できる居場所づくりを推進するとともに、多様な体験活動などに参加できる機会を充実させ、こどもの健全育成を図ります。

(1) こども・若者が権利の主体であることの啓発

事業名	主な取組内容	主な担当課
こどもの意見の尊重【新規】	●町が各種計画の策定及び施策を実施する際には、こどもの意見を聴き、計画及び施策に反映させます。 ●こどもや若者の意見を聴き、彼らの視点を尊重した施策・事業となるよう努めます。	全ての課 子育て支援課
人権意識の育成【新規】	●人権教育の指導方法の改善・充実に関する実践研究を行い、人権意識の育成に努めます。	学校教育課
社会参画の実現【新規】	●学習講座への参加や実行委員会委員主導の二十歳のつどいの実施により、現代的課題に対する理解を促し、人権意識・規範意識・地域に対する愛着の醸成に努めます。	社会教育課

(2) 安全なこどもの居場所づくり

事業名	主な取組内容	主な担当課
くすのきプラザ 運営事業	●町内の全てのこどもが、多くの人と交流し、自主性や社会性、創造性を高めながら安全に過ごすことができる「くすのきプラザ」の運営事業を推進します。また、総合型スポーツクラブ「ごさそうスポーツクラブ」や地域のスポーツ団体等と連携した、スポーツや文化の体験の場等の事業を実施し周知に努めます。	社会教育課
児童センター事業	●児童センター（バンビーズ、ハッピーズ）を、地域に根ざしたこどもの健全育成と子育て支援の拠点とし、子育て支援活動を推進します。	子育て支援課
図書館活動	●平日は午後8時、土日祝日は午後6時まで開館し、誰もが気軽に立ち寄り、くつろげる環境を提供します。また、幼い頃から本に親しむことができるよう、定期的におはなし会を開催するとともに、本離れが進む中高生を主な対象とした青少年コーナーを継続して設置します。	図書館
特別教室の開放	●こどもの活動や地域の生涯学習活動、地域活動に活用できるよう、町立小中学校の特別教室を開放します。	社会教育課
地域学校協働活動 推進事業 (放課後子供教室)	●小学生の希望者を対象に、学校施設の余裕教室を利用し、ボランティアの協力の下、放課後のこどもの安心、安全な活動拠点（居場所）を設け、活動します。	社会教育課
こどもの居場所 づくり	●安心、安全なこどもの居場所を設け、地域住民を指導者に迎え、料理、将棋、囲碁、手づくり教室、こども経済学部を開催など、異年齢間の交流を図ります。また、学習室の開放を行います。	府中公民館 府中南公民館
こども食堂の 運営支援	●地域ボランティア団体が行うこども食堂の取組に対する支援を行います。	子育て支援課

(3) 多様な体験活動の充実

事業名	主な取組内容	主な担当課
植栽教室	●こどもを対象とし、身近な作物であるにも関わらず、どのような育ち方をしているか知られていない作物について、種の植え付け、成長観察、収穫、調理までを体験することを目的とした講座を実施します。	府中南公民館
こども料理教室	●こどもを対象とした、調理器具の使い方や調理の仕方、栄養など料理の初歩について学ぶ教室を開催します。	府中公民館 府中南公民館
こども花あそび教室	●こども花あそび教室を開催し、花を題材に取り入れ、花に親しむとともに、花を通して感性を磨き、思い出づくりを促進します。	府中公民館
こども囲碁	●囲碁を通して、考える力、集中力を身に付け、礼儀を学び挨拶ができるよう指導します。	府中公民館
こども将棋教室	●将棋を通して、考える力、集中力を身に付け、礼儀を学び挨拶ができるよう指導します。	府中南公民館
夏休み！体験キッズ	●夏休みに、様々な視点から地球の文化を学び、楽しく体験する学習の場を提供します。	府中公民館
ふちゅうみなみ大好きキッズ	●夏休みと冬休みに、社会見学やニュースポーツ、様々な視点から地域の文化を学ぶなど、楽しく体験する学習の場を提供します。	府中南公民館
ふちゅう大好きキッズプロジェクト【新規】	●自分の住む町への愛情を育むことを目指して、こども達に府中町の歴史・自然・もの作りに関する学びの機会を提供します。	社会教育課 府中公民館 府中南公民館
世代間交流	●ふれあい農園での体験、昔あそびについて指導するなど、世代間の触れ合い活動を推進します。	府中南公民館
学習ボランティア活動	●ボランティア定期活動グループによる、日頃の学習効果を地域に還元するための体験活動を実施します。	府中公民館
1グループ1ボランティア体験教室	●公民館所属の定期活動グループ等による、主に小学生を対象に、夏休みなどを利用してスポーツや各種教室を通じて交流するなど、日頃の学習効果を地域に還元するための体験教室を実施します。	府中南公民館
こども経済学部	●中・高学年を対象にお金について学習し、お金の大切さを知る学習機会を提供します。	府中南公民館
青年サークル	●公民館所属の青年サークルによる、スポーツ活動（バドミントン）を実施します。	府中南公民館

事業名	主な取組内容	主な担当課
こども祭り	●青少年育成府中町民会議が実施する、町内の高等学校の協力の下、地域のスタッフとこどもたちで企画、運営し、こどもが安全で楽しめるようなプログラムによるこども祭りを支援します。	社会教育課
「家庭の日」作文	●青少年育成府中町民会議が実施する、青少年の健全育成を目的に、「家庭の日」作文を募集し、優秀作品の発表と表彰、文集の作成する活動を支援します。	社会教育課
平和を広めるおはなし会	●生きることの意味、命の大切さを考える「おはなし会」を実施します。	府中公民館
被爆体験記と原爆詩の朗読会	●被爆体験の継承と、生きることの意味、命の大切さを考えるため、こども自らが原爆詩を朗読する「朗読会」を実施します。	府中南公民館
こども手づくり教室【新規】	●工作や手芸に取り組み、こどもたちの集中力や想像力を育む教室を開催します。	府中南公民館
新春かきぞめ大会【新規】	●「書き初め」を行うことにより、日本の文化について考えるとともに書道に興味を持つきっかけとします。	府中公民館
アロマ探検隊！【新規】	●香りを楽しみながら、アロマクラフト作りや親子でのハンドマッサージを体験します。	府中公民館
スポーツ教室【新規】	●プロスポーツチームを招へいしたスポーツ教室や、くすのきプラザを活用したスポーツ教室を開催します。	社会教育課

基本施策２ 次代を担う若い世代の育成

教育相談体制やこども・若者を犯罪・事故から守る環境を整備し、次代を担う若い世代を育成するとともに、若者が就労・結婚において自分の希望を叶えられるような社会形成を目指します。

（１）教育相談体制の充実

事業名	主な取組内容	主な担当課
教育相談室	●くすのきプラザ内に教育相談室を設置し、家族の教育に関する悩みや心配事、就学に関する相談に、専門の相談員が対応します。	学校教育課
スクールカウンセラーの派遣	●学校における教育相談の機能の強化を図り、いじめや不登校等、児童生徒の相談に応じるため、県と連携して中学校にスクールカウンセラーを派遣します。	学校教育課
心の教育相談 （青少年教育相談員の派遣）	●小学校で心の教室を開設し、週に１回、青少年教育相談員が全ての小学校を訪問し、教育、生徒、保護者への教育相談を実施します。	学校教育課
教育支援センター （たんぽぽの部屋）	●くすのきプラザ内の教育相談室で、青少年教育相談員による、不登校の児童生徒のための教育支援センター（たんぽぽの部屋）を開設します。	学校教育課
非行防止及び被害防止の啓発促進	●各学校において、非行防止及び被害防止に関する意識を高めるとともに、児童生徒一人一人のより良い発達を目指します。	学校教育課

（２）生きる力を育む学校教育の推進

事業名	主な取組内容	主な担当課
社会を生き抜く力の育成【新規】	●児童に将来の夢や仕事について考えさせる「ドリーム・ナビゲーション」、生徒に社会の第一線で活躍する大人の姿を見せ、夢の実現に向かい挑戦する気持ちを育てる「志を育てる教育講演会」、中学校生徒会執行部を対象とした「リーダー研修会」を実施します。 ●中学校における総合的な学習の時間に、保育所、幼稚園での職場体験を通じ、乳幼児と中学生が触れ合う機会をつくれます。	学校教育課
志をもち学び続ける力の育成【新規】	●外国語によるコミュニケーション能力の向上・定着を図るとともに、広い視野を持ち、他者と協働する能力を持った、グローバル社会に挑戦する児童生徒の育成を目指します。	学校教育課
幼保小連携【新規】	●保育園・幼稚園・認定こども園と小学校の職員の合同研修など、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校が連携した取組の推進を図ります。	学校教育課

(3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

事業名	主な取組内容	主な担当課
非行防止と有害環境への対応 (フィルタリング等のSNS・スマホ規制、町内パトロールなど) 【新規】	●生徒指導に関する国・県等の事業を活用し、組織的な生徒指導を充実させ、児童生徒の規範意識を高め自己指導能力を育成します。 ●児童生徒がインターネット利用等による犯罪に巻き込まれないための防犯教育に取り組みます。 ●町内会等地域の団体・機関等を構成員とする青少年育成府中町民会議と協力し、青少年の非行防止、文化活動等の推進、健全な家庭づくり、青少年の安全対策等に取り組み、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ります。	学校教育課 社会教育課
幼少年に対する防火防災教育 【新規】	●幼少期から火の怖さ、災害に対する正しい行動について知るため、町内の各学校等に防火防災教育を施す事業を開催します。	予防課
防災教育 【新規】	●地域や学校において、出前講座の実施などの啓発活動を行い、防災意識の向上を図ります。	危機管理課

(4) 未来を切り拓く子ども・若者の応援

事業名	主な取組内容	主な担当課
若者の職業的自立、就労等支援 【新規】	●広島地域若者サポートステーションを利用した就労支援を行うために、広報やホームページによる周知を行います。	子育て支援課
若年者の(学校等の中退・卒業後の)経済的自立の支援 【新規】	●自立相談・就労準備・家計改善を実施している府中町くらしごと自立支援センターと連携し、経済的自立の支援を行います。	福祉課
インターンシップ等の職業訓練の推進【新規】	●広島広域都市圏を構成する市町と連携するなどして、県内の大学生受け入れに取り組み、地域で活躍する人材の育成を推進します。	自治振興課
消費者教育、金融リテラシーを身に付けるための教育の充実 【新規】	●「キッズマネークラブ」 低学年、高学年別に年齢に応じてお金について学習し、お金の大切さを知る学習機会を提供します。	府中公民館

(5) 結婚を希望する人への支援

事業名	主な取組内容	主な担当課
結婚支援事業に取り組む団体への支援【新規】	●結婚を希望する独身男女の結婚支援に取り組む団体が実施する事業に対して、事業費の一部を助成します。	子育て支援課

〔基本目標 2〕 子育て家庭を支える環境づくり

基本施策 3 多様な家庭を支える環境づくり

保護者が働きながら子育てできる環境づくりに向けて、計画的な子育て支援基盤の整備に加え、多様な子育て支援サービスを提供します。

(1) 教育・保育ニーズに応じた受入体制の整備

事業名	主な取組内容	主な担当課
教育の提供	●就学前のこどもに対して、幼稚園、認定こども園において教育を提供します。 ●小学校の入学への変化を緩やかに対応できるよう幼保小連携事業を進めます。	子育て支援課 学校教育課
保育の提供	●保護者の就労等により、家庭で十分に保育できない就学前のこどもを保育します。	子育て支援課
保育提供体制の確保	●既存の教育・保育資源を最大限活用できるように必要な整備を行います。 ●必要に応じ、保育所から認定こども園への移行について県との協議を進めます。	子育て支援課
障害児・医療的ケア児・外国につながるこどもの保育事業【新規】	●障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、外国につながるこどもを保育所や認定こども園で受け入れ、一緒に保育することにより、共に良い成長、発達を促進します。 ●必要に応じて、町内施設の充実を図ります。	子育て支援課
保育士の研修	●保育士のスキルアップと多様な保育ニーズに対応するための研修への支援を行います。また、各種研修会の情報提供を行い、研修への参加促進及び参加しやすい体制づくりに努めます。	子育て支援課
保育所等訪問支援	●保育所等を訪問し、障害のあるこどもが集団生活への適応をするために専門的な支援等を行います。	福祉課
保育士の確保等	●保育士の確保、定着を図るため、保育士の負担軽減などの事業を進めます。	子育て支援課
保育所等における保育環境の整備【新規】	●指導監査を通じ、こどもが安全で快適に過ごせるよう、保育指針に沿った保育事業の推進や、保育環境の整備を図ります。 ●少子化による保育運営への影響を考慮した定員管理を行います。	子育て支援課

(2) 教育・保育サービスの充実

事業名	主な取組内容	主な担当課
延長保育事業	●保育所、認定こども園において、通常の開所時間を超えて行う保育事業について支援します。	子育て支援課
休日保育事業	●日曜日、祝日に保護者の就労等により、家庭で十分に保育できないこどもの保育事業について支援します。	子育て支援課
一時預かり事業 (幼稚園・認定こども園における預かり保育)	●幼稚園・認定こども園の在園児を中心として、通常の開園時間後、長期休業中などの預かり保育事業について支援します。	子育て支援課 学校教育課
一時預かり事業 (保育所等における一時預かり事業)	●保護者の就労や傷病により、家庭での保育が困難な場合や保護者のリフレッシュのため、保育所、認定こども園において実施する一時的な保育事業について支援します。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	●小学6年生までのこどもを対象に、病院に付設された病児保育室で一時的に預かる保育事業について支援します。また、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等からの送迎サービス事業についても支援します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	●育児の援助を受けたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員となり、子育てを助け合う相互援助活動で、保育所などの送迎、帰宅後の預かり、保護者の急用や通院、冠婚葬祭などの際に子育てを支援します。	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	●保護者の疾病等により、こどもの養育が一時的に困難になった場合や、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等で一定期間、児童の養育や母子の保護を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	●保護者が仕事等で平日の夜間や休日に不在となり、こどもの養育が困難となった場合や、緊急の場合に児童福祉施設等で一定期間、児童を保護し、生活指導や食事の提供を行います。	子育て支援課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【新規】	●月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずこどもの良質な成育環境を整備します。	子育て支援課

基本施策４ 働きながら子育てできる環境づくり

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）の充実を図るとともに、「府中町男女共同参画プラン」との連携を図り、子育てと仕事の両立を支える環境の整備を推進します。

（１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

事業名	主な取組内容	主な担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	●保護者が就労などで日中家庭にいない小学生を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図ります。	社会教育課

（２）仕事と家庭の両立支援

事業名	主な取組内容	主な担当課
産休・育休後の保育所等の円滑な利用	●育児休業から復職する保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、出産（産前産後）や育児休業満了時期に合わせて保育所等の入所申し込みを早期に受け付けるなど、受入体制の充実を図ります。	子育て支援課
仕事と生活の調和に関する意識啓発	●男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発を行うための講演会や女性の就職支援セミナーなどを開催します。	人権推進室
家庭教育フォーラム・講演会の開催	●PTA と共催による家庭教育に関するフォーラムや講演会を公民館で開催し、家庭における子育て力の向上を図ります。	府中南公民館

基本施策5 安心して子育てできる相談支援体制の充実

こども家庭センターにおいて、母子保健や子育てに関する様々な悩みや困りごとに対応し、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。

育児に関する講座や子育てサークル等への支援をはじめ、相談機能や情報提供、親同士のネットワークづくりの拠点として、地域子育て支援センターの機能強化を図ります。また、多様化する相談内容に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

(1) 妊娠期からの切れ目ない相談支援

事業名	主な取組内容	主な担当課
ネウボラふちゅうでの相談支援	●子育て支援・母子保健コーディネーターを専任で配置し、育児や母子保健に関する様々な悩み等に対応するとともに、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関と連携し相談支援を行います。また、相談窓口のPR活動を広く行い、利用の促進を図ります。	子育て支援課
こども家庭センターの強化 【新規】	●全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行い、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく支援します。サポートプランの作成も行い、協働・共有した支援を組み立てます。	子育て支援課
地域子育て支援センターの機能強化	●育児不安など子育てに関する悩みの相談をはじめ、子育てに関する情報提供、子育てサークルへの支援の拠点として、全ての子育て家庭に対する支援を行います。	子育て支援課
児童センター事業	●児童センター（バンビーズ、ハッピーズ）を、地域に根ざしたこどもの健全育成と子育て支援の拠点として、支援活動を推進します。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業	●育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児、家庭援助など）を行います。	子育て支援課
人権相談所等の開設	●毎日の暮らしの中で起こる、人権に関する様々な問題について、人権擁護委員が相談に応じます。	人権推進室

〔基本目標3〕 健やかな育ちを支える環境づくり

基本施策6 妊娠期からの切れ目のない支援

ネウボラふちゅうを拠点として、妊娠期から切れ目のないきめ細やかな支援の推進と、関係機関と連携した相談支援や健診体制の充実など、安心して安全な妊娠・出産及び乳幼児期の子育てを支援します。

(1) 妊娠期からのきめ細かなサポート

事業名	主な取組内容	主な担当課
ネウボラふちゅうの機能強化	●教育、保育、保健等子育て支援に携わる関係機関相互の情報共有や連携の強化を図り、妊産婦等が安心して、妊娠、出産、子育てができるよう、包括的な支援体制を構築します。また、研修等の充実により相談員のスキルアップを図ります。各種手続きの簡素化を図るためDXの推進を図ります。	子育て支援課
母子健康手帳交付時健康相談	●妊娠届出があった妊婦等に対し、保健師等による保健指導を行い、安心して出産に臨めるよう支援します。	子育て支援課
妊産婦訪問指導	●妊産婦の家庭を訪問し、心身の状態を確認するとともに、適切な保健指導を行います。	子育て支援課
妊産婦随時健康相談	●妊産婦に対して、電話や来館等による相談を行い、妊娠、出産に関する不安の軽減を図ります。	子育て支援課
妊婦健康相談【新規】	●妊婦を対象に、保健師等による保健指導、育児、栄養相談を行います。	子育て支援課
パパママ沐浴体験 (59 ページ)	●初産婦とその家族が、赤ちゃんの沐浴体験や保健師の話を通して、自らの出産、育児について考え、積極的に取り組めるよう動機付けを行うとともに、父親の育児参加に対する意識向上を図ります。	子育て支援課
マタニティ教室	●妊娠6～8か月の妊婦を対象に、助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による教室を開催し、妊娠中の過ごし方や子育てに関する様々な情報を提供し、妊娠中の不安を軽減するとともに、仲間づくりやネウボラふちゅうとの信頼関係の構築を図ります。	子育て支援課
妊婦等包括相談支援事業【新規】	●妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の乳幼児の家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。	子育て支援課
産前・産後サポート事業	●産後1年頃までの妊産婦及びその家族に対し、妊娠、出産、子育てに関する悩みの相談に応じ、不安や生活上の困りごと等の軽減を図ることにより、家庭や地域における妊産婦の孤立感を軽減します。また、安心して妊娠期を過ごし、出産、育児に臨める環境づくりに努めます。	子育て支援課

事業名	主な取組内容	主な担当課
産後ケア事業 (65 ページ)	●産後1年未満の産婦及びその乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等の支援を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が、健やかに育児ができるよう、費用の一部を助成します。 ●必要に応じて、町内の産後ケア施設の充実を図ります。	子育て支援課
こどもの予防的支援事業	●こどもの育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、こどもたちを守り、こどもたちが心身共に健やかに育つことを目的に事業を行います。	子育て支援課

(2) 妊産婦・乳幼児の健康づくり支援

事業名	主な取組内容	主な担当課
すこやか赤ちゃん広場（ブックスタート事業） (60 ページ)	●生後4～5か月の乳児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなどの育児学習、身体測定、保健相談、発達チェックをはじめ、民生委員児童委員によるブックスタート・パック配布等を行い、親子が心身共に安定した状態で育児ができるよう支援します。	子育て支援課
のびのび赤ちゃん広場 (60 ページ)	●生後9～10か月の乳児とその保護者を対象に、子育てに関する様々な情報を提供することにより、子育てに対する不安を軽減し、仲間づくりやネウボラふちゅうとの信頼関係の構築を図ります。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	●生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児とその保護者を対象に、保健相談や子育て支援に関する情報提供を行います。	子育て支援課
乳幼児訪問指導	●乳幼児の家庭を訪問し、母子保健事業等の紹介や育児相談、保健指導を行います。	子育て支援課
乳幼児随時健康相談	●電話や来館等により、乳幼児の健康に関する相談を行います。	子育て支援課
乳幼児健康相談	●乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の身体測定、保健師等による保健指導、育児、栄養相談を行います。	子育て支援課
ごっくんもぐもぐ離乳食教室	●おおむね4～6か月の乳児とその保護者を対象に、乳児の栄養及び離乳食に関する正しい知識の普及を図り、保護者の栄養に関する理解を深めることにより、こどもの生涯を通じた食育の基盤づくりに努めます。	子育て支援課
わくわく親子歯みがき教室	●1歳6か月以上3歳未満の親子を対象に、歯科衛生士による歯の健康についての講義を実施し、歯の健康に関する正しい知識の普及や、幼児期における歯の健康づくりを図ります。	子育て支援課

事業名	主な取組内容	主な担当課
1歳6か月、3歳児健康診査（幼児健康診査）	●1歳6か月児、3歳児とその保護者を対象に、内科診察、歯科診察、検尿、身体計測を行うことにより、疾病、異常を早期に発見し、保健相談、栄養相談、歯科相談（フッ素塗布）を行います。	子育て支援課
あそびの広場（幼児教室）	●発達や育児などに不安や悩みのある、おおむね1歳6か月から2歳の幼児とその保護者を対象に、親子のふれあい遊び、学習会、グループワークを通じて、不安の軽減、悩みの解消を図り、健やかに子育てができるよう支援します。	子育て支援課
妊婦等健康診査事業（65ページ）	●妊婦や乳児の健康を維持し、適切な時期に健康診査を受診できるよう、健康診査に係る費用を補助します。	子育て支援課
産婦健康診査事業（65ページ）	●産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用の一部を補助します。	子育て支援課
健康マイレージ制度	●ウォーキング、町指定のイベントへの参加や各種健（検）診の受診などにより、ギフトカードの抽選に応募できるポイントがたまる「府中町健康マイレージ制度アプリ」を利用して、健康づくりを推進します。	健康推進課
朝パツ君ネットワーク	●関係機関・関係団体などと連携を図り、住民の参加・参画のもと協働し、住民を主体とした健康づくりを進めます。	健康推進課
すこやか栄養相談【新規】	●個々の食生活に合わせた栄養相談を行います。	健康推進課
休日在宅当番医制度の実施	●日曜日及び休日の昼間における診察を行うための体制を整備します。	健康推進課

（３）成人期に向けた保健対策の充実

事業名	主な取組内容	主な担当課
こどもの健康づくりと思春期の保健・健康教育【新規】	●学校の授業等を通じて、命の尊さや性に対する正しい知識の理解促進に取り組むと共に、学校関係機関と連携し若年層を対象とした意識啓発活動を推進します。（食育、プレコンセプションケア、薬物乱用・性感染症・各種依存症への啓発、相談体制の充実）	人権推進室 学校教育課

基本施策7 子育て支援のネットワークづくり

地域の身近な場所で、子育てについて学ぶ機会と場の提供に努めるとともに、子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。

(1) 子育てを学ぶ機会と場の提供

事業名	主な取組内容	主な担当課
パパママ沐浴体験【再掲】	●初産婦とその家族が、赤ちゃんの沐浴体験や保健師の話を通して、自らの出産、育児について考え、積極的に取り組めるよう動機付けを行うとともに、父親の育児参加に対する意識向上を図ります。	子育て支援課
子育て支援事業（オープンスペース）	●同年齢のこどもを持つ保護者が、こどもを遊ばせながら、子育ての情報交換をすることができる自由な交流の場所を作ります。	子育て支援課 府中南公民館
子育て支援事業（ママと赤ちゃんのふれあい講座・ぴよぴよくらぶ）	●子育て中の母親を対象に、こどもとコミュニケーションをとりながら、母と子の心と体をリラックスさせ、日々のストレスの解消を図ります。	府中南公民館
タッチケア教室	●乳児と保護者の触れ合いや指導、講話等を通じて、親子の絆を深めることの大切さについて体得するとともに、子育てについての学習機会を提供します。	府中公民館
家庭教育支援講座	●公民館において、幼児教育等に経験豊富な講師を招き、子育てやこどもの発達について理論的かつ実地的な知識を得る機会を提供し、参加者同士の交流を図るとともに、育児などに関する不安や悩みの軽減を図ります。	府中公民館

(2) 親子の交流と地域の仲間づくり

事業名	主な取組内容	主な担当課
親の力を学びあう学習プログラム講座	●子育ての段階に応じて「いつでも、どこでも、誰でも」エピソードを元に、参加者で楽しく話し合い、考えを出し合い、それぞれの意見を尊重し、聴いて納得する参加型プログラムを実施します。	社会教育課
すこやか赤ちゃん広場（ブックスタート事業） 【再掲】	●生後4～5か月の乳児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなどの育児学習、身体測定、健康相談、発達チェックをはじめ、民生委員児童委員によるブックスタート・ブック配布等を行い、親子が心身共に安定した状態で育児ができるよう支援します。	子育て支援課
のびのび赤ちゃん広場【再掲】	●生後9～10か月の乳児とその保護者を対象に、子育てに関する様々な情報を提供することにより、子育てに対する不安を軽減し、仲間づくりやネウボラふちゅうとの信頼関係の構築を図ります。	子育て支援課
つどいの広場	●子育て中の保護者とそのこどもに対して、気軽に、自由に利用できる場を提供し仲間づくりを支援します。また、保育士などによる育児相談や子育て支援に関する情報の提供を行います。	子育て支援課
子育て支援事業 （おひざにだっこのおはなしの会）	●乳幼児への絵本の読み聞かせを通して、想像力や、やさしい気持ちを育てます。	府中南公民館
子育て支援事業 （親子でリトミック）	●音楽脳と言われ、表現や創造力を養う右脳と、考えたり判断や分析をする左脳の両方を刺激し、心身共に成長のバランスを促します。また、親子が共に体で表現する楽しさを体感します。	府中南公民館
造形あそび （ちびっこ夏まつり）	●年中行事である夏まつりを体験し、親子や同世代間の触れ合いを深めます。	府中南公民館
造形あそび （ちびっこクリスマス会）	●親子、地域の方や保育士とクリスマスを楽しみ、その中でこども同士との触れ合いや世代間の交流を図ります。	府中南公民館
のびのびくらぶ	●2歳以上の未就学児と保護者を対象に、リトミック、季節の行事等を開催し、ゲームや工作、表現活動などを一緒にすることを通して、交流を深めるとともに、指導者を交えた子育て相談や情報交換などを行う場を提供します。	府中公民館

事業名	主な取組内容	主な担当課
子育てにこにこ広場	●未就学児とその保護者を対象に、家庭教育の充実に向けて、親子関係や家族関係などをより豊かなものとするきっかけをつくれます。	府中公民館
おはなし広場「しずく」	●未就学児とその保護者を対象に、公民館でおはなし広場「しずく」を実施し、絵本を教育やしつけの道具ではなく、コミュニケーションツールとして、楽しめる環境をつくります。	府中公民館
子育てパパ＆ママ「あそびのおへや」【新規】	●こどもを持つ保護者を対象に、公民館で相談や交流の場を提供します。	府中公民館
すくすくスクエア	●未就学児と保護者を対象に、地域の保育施設等と連携し、こどもがのびのびと遊ぶことのできるスペースを提供します。	府中公民館
パパの広場	●未就学児とその父親などを対象に、子育ての知識や技術を学んだり、こどもと遊ぶことで育児に自信と楽しみを体得できる場を提供します。父親同士で意見や情報を交換することで、地域におけるつながりづくりのきっかけをつくります。	府中公民館

〔基本目標4〕 安心した暮らしを支える環境づくり

基本施策8 配慮が必要な子育て家庭への支援

児童虐待の防止対策をはじめ、ひとり親家庭への経済的支援等を行い、家庭の状況に応じて、悩みや不安を相談できる体制の充実に努めます。また、「府中町障害者計画・府中町障害福祉計画・府中町障害児福祉計画」に基づき、関係機関等と連携し、障害児への支援の充実に図ります。

（1）児童虐待防止対策の推進

事業名	主な取組内容	主な担当課
要保護児童対策地域協議会の充実等支援ネットワークの強化	●児童虐待に関して、要保護児童対策地域協議会と関係機関の協力の下、児童虐待の防止に係る情報の収集をはじめ、啓発活動や支援体制に関することなど、総合的な児童虐待対策を推進します。	子育て支援課

（2）ひとり親家庭の自立支援の促進

事業名	主な取組内容	主な担当課
児童扶養手当	●18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母などに手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成	●18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している配偶者のいない人とその児童、父母のいない児童及びこれに準ずる人に医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。	子育て支援課
窓口での相談対応（ひとり親家庭等相談）	●窓口母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立支援に向けての指導や相談を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭等入学祝金支給	●ひとり親家庭等のこどもに対し、成長を祝福し福祉の増進を図ることを目的に、小学校又は中学校の入学時に祝金を支給します。	子育て支援課
水道料金及び下水道使用料の助成・減免（63ページ）	●18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している配偶者のいない人とその児童、父母のいない児童及びこれに準ずる人の属する世帯の1ヶ月につき使用水量10立方メートルまでの水道料金相当額及び下水道使用料相当額を助成・減免します。	環境課

(3) 障害のある子どもと保護者への支援

事業名	主な取組内容	主な担当課
幼児発達相談	●言葉や身体の発達に心配のある幼児とその保護者を対象に、個別相談を実施します。	子育て支援課
5歳児相談 【新規】	●幼児期の発育・発達を確認し、行動面、運動面、言語面の課題や子育てにおけるマルトリートメント※を早期に発見し、支援します。	子育て支援課
特別児童扶養手当	●障害児やその家族のより安定した生活を保障するため、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
障害児福祉手当	●重度の心身障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする児童に障害児福祉手当を支給します。	福祉課
重度心身障害者介護手当	●障害児の生活の向上に寄与することを趣旨とし、重度の心身障害児の保護者に重度心身障害者介護手当を支給します。	福祉課
特別支援教育就学奨励費	●障害児が特別支援学校や小中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する学用品費や給食費、野外活動費、修学旅行費など教育関係の経費について、家庭の経済状況等に応じて一部補助します。	学校教育課
児童発達支援	●未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。	福祉課
医療型児童発達支援	●肢体不自由の障害児に、児童発達支援及び治療を行います。	福祉課
放課後等デイサービス	●就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	福祉課
居宅訪問型児童発達支援	●重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力向上のために必要な支援を行います。	福祉課
障害児相談支援	●障害児が障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、定期的にモニタリングを行う等の支援を行います。 ●医療的ケア児に対する関連分野の連携の一層の推進について、関連機関が連携を図るための協議の場の設置と併せて、コーディネーターの設置を促進します。	福祉課
水道料金及び下水道使用料の助成・減免【再掲】	●身体障害者手帳の障害程度等級が1級から3級までに該当する子ども、療育手帳の障害の程度が㉠・A・㉡である子ども又は精神障害者保健福祉手帳の障害程度等級が1級・2級に該当する子どもの属する世帯の1ヶ月につき使用水量10立方メートルまでの水道料金相当額及び下水道使用料相当額を助成・減免します。	環境課

※大人から子どもへの不適切な関わりや養育のことで、「避けるべき子育て」をいいます。

(4) 困難を有する若者への支援

事業名	主な取組内容	主な担当課
自殺対策【新規】	●自殺予防のための人材育成として、こどもの身近に接する人 たちを対象としたゲートキーパー※研修を行います。	健康推進課

※ 自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る等）ができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

(5) ヤングケアラーに対する支援

事業名	主な取組内容	主な担当課
ヤングケアラー に対する支援 【新規】	●学校等関係機関との情報連携により把握した、支援が必要な 家庭や社会的養護の下で育った児童に対して、子育て世帯訪問 事業の活用や自立支援に向けた学習環境整備等の支援強化を図 ります。	子育て支援課

基本施策 9 経済的支援の充実

子育て支援のための各種手当や経済的支援制度の周知に努め、利用促進と子育て家庭に対する経済的負担感の軽減を図ります。また、国のこども貧困対策や県の取組等と連携し、困難な生活環境にあるこどもや家庭に対する支援の充実を図ります。

(1) 経済的支援の充実

事業名	主な取組内容	主な担当課
子ども医療費助成	●こどもの健康の保持と健やかな育成を図るため、0歳児から中学生の医療費（保険診療分）の自己負担分の一部又は全部を助成します。	子育て支援課 保険年金課
児童手当	●18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を対象に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担うこどもの健全な育成及び資質の向上に資することを目的として手当を支給します。	子育て支援課
妊婦のための支援給付【新規】	●妊娠届出や出生届出を行い、妊婦等包括相談支援事業の面談を受けた妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため経済的支援を行います。	子育て支援課
妊婦等健康診査事業【再掲】	●妊婦や乳児の健康を維持し、適切な時期に健康診査を受診できるよう、健康診査に係る費用を補助します。	子育て支援課
産婦健康診査事業【再掲】	●産後うつや新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用の一部を補助します。	子育て支援課
産後ケア事業【再掲】	●産後1年未満の産婦及びその乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等の支援を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が、健やかに育児ができるよう、費用の一部を助成します。 ●必要に応じて、町内の産後ケア施設の充実を図ります。	子育て支援課
不妊検査・不妊治療費助成、不育症治療費助成事業	●早期に適切な不妊・不育症治療を開始することができるよう、検査費用の一部を助成します。 ●治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療の費用の一部を助成します。	子育て支援課
養育医療	●未熟児の健康の増進を図るため、医療を必要とする未熟児に養育に必要な医療の給付を行います。	子育て支援課
保育所等の保育料軽減	●保育所、認定こども園等の入園児童の保護者の所得に応じて、適切な保育料を設定します。	子育て支援課
就学援助費	●学用品費や給食費、野外活動費、修学旅行費、医療費（う歯、中耳炎、慢性副鼻腔炎等の学校病のみ）を補助します。	学校教育課
副食費の補足給付事業	●給食費（副食材料費）について、新制度に移行していない幼稚園利用者を対象に、継続して実施します。	学校教育課

事業名	主な取組内容	主な担当課
紙おむつ等定額利用サービスの補助【新規】	●紙おむつ等定額利用サービスの利用の促進を図り、利用者のおむつ持参の負担及び保育士のおむつ管理の負担軽減に繋げることを目的に実施します。	子育て支援課

(2) こどもの貧困対策の推進

事業名	主な取組内容	主な担当課
専門的な相談窓口の整備	●生活困窮に悩む保護者に対して、役場窓口をはじめ、地域子育て支援センターやこども家庭センターなど各相談窓口から、知識を有する専門員の相談につなげます。	福祉課 子育て支援課 人権推進室
生活困窮自立相談支援	●生活の困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、県や関係機関との連携により必要な支援を行います。	福祉課
こどもの学習支援	●経済的な理由で学習塾に通えない中高生を対象に、広島市及び安芸郡4町で無料の学習支援教室を共同実施し、学習意欲と基礎学力の向上を促進し、自ら学ぶ力を養います。	福祉課
気付き・つながり のための見守り 活動の推進	●地域住民におけるこどもの見守り活動等を通じて、支援が必要なこどもに気付き、関係機関等の支援につながるネットワークづくりを目指します。	福祉課

〔基本目標5〕 地域で子育てを支える環境づくり

基本施策 10 子育てに配慮した生活環境の整備

生活道路の維持、整備をはじめ、こどもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、安心して暮らせる安全な生活環境を整備します。

(1) こども・若者の安全で快適なまちづくり

事業名	主な取組内容	主な担当課
都市計画道路・街路等の整備	●町内交通の円滑化、災害時の避難路、緊急輸送路の確保等を図るため、都市計画道路、補助街路等を整備します。	都市整備課
生活道路の維持管理	●車道、歩道の舗装補修、道路排水を処理するための側溝補修など地域生活に密着している生活道路の維持管理を行います。 ●電柱事業者が電柱の更新を行う際に、通行の支障とならない位置へ移設を要望する等、電柱事業者と協議の上、実施します。	維持管理課
交通安全施策の整備	●地域の要望など、緊急性の高い場所から道路反射鏡、路面標示等を設置するとともに、道路安全施設の維持管理を行います。	維持管理課
公営住宅の供給	●ひとり親、多子等の世帯について、公営住宅の入居者選考時に優遇します。	建築課

基本施策 11 こども・若者の安心・安全の確保

安心して遊べる公園の整備、充実をはじめ、地域の防犯対策など、安全で快適な生活環境の確保に努めます。

(1) 公共施設等の安全管理の推進

事業名	主な取組内容	主な担当課
遊具の点検・修理等	●遊具定期点検結果を活用し、公園遊具等の安全確保のため、遊具の修繕、撤去等を行うとともに危険箇所等への安全対策に努め、町民に愛され親しまれる公園づくりを行います。 ●遊具の更新の際には、障害等のあるこどもでも楽しめるインクルーシブ遊具を整備します。	維持管理課 都市整備課
マナー向上の普及啓発	●公園内でのペットのマナー等の問題に対して、看板設置や町内会、環境活動団体等との連携により、マナー向上の普及啓発を図ります。	維持管理課 環境課

(2) 地域の交通安全・防犯対策の推進

事業名	主な取組内容	主な担当課
交通安全教室	●保育所、幼稚園、設定こども園や小学校新入学のこどもに、正しい交通ルールを身に付けさせ、交通事故の防止を図る交通安全教室を実施します。	自治振興課
自転車教室	●府中町交通安全推進隊員、警察署員、交通安全協会と連携し、小学校3～4年生を対象に、自転車教室を実施します。	自治振興課
生活安全推進協議会	●交通安全や暴走族追放、防犯などの街頭キャンペーンを行うなど、安心、安全なまちづくりの推進と、青少年の健全な育成を支援するため、行政、地域、警察が一体となった防犯活動を実施します。	自治振興課
不審者情報連絡体制	●犯罪被害を防止するため、保育所、幼稚園、認定こども園や小中学校、高校の間に、不審者情報の緊急連絡体制を設置します。	学校教育課
町内祭り巡視	●青少年育成府中町民会議が実施する、地域や学校、PTAとの連携を図り、町内の神社の夏祭りや秋祭りに出向き、神社周辺を巡視し、こどもを見守る活動を支援します。	社会教育課
見守り活動	●青少年育成府中町民会議が実施する、定期的に、町内の公園等を学校区ごとに徒歩にて巡視し、こどもを見守る活動を支援します。	社会教育課
さわやかあいさつ運動	●青少年育成府中町民会議が実施する、地域のこどもを見守り、育てる一環として、通学路や学校の正門等において、登校中の児童生徒に「おはよう」の挨拶をする運動を支援します。	社会教育課

第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

府中町では、保育所、幼稚園、認定こども園の配置状況やこどもの人数等を勘案し、第2期計画に引き続き、町全体を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

2 量の見込みの算出について

平成27（2015）年から、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されました。「子ども・子育て支援法」では、計画を着実に推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

新制度では、全てのこどもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するという観点から、「教育・保育施設」の給付をはじめ「地域型保育」の創設、国全体での推進に力を入れています。

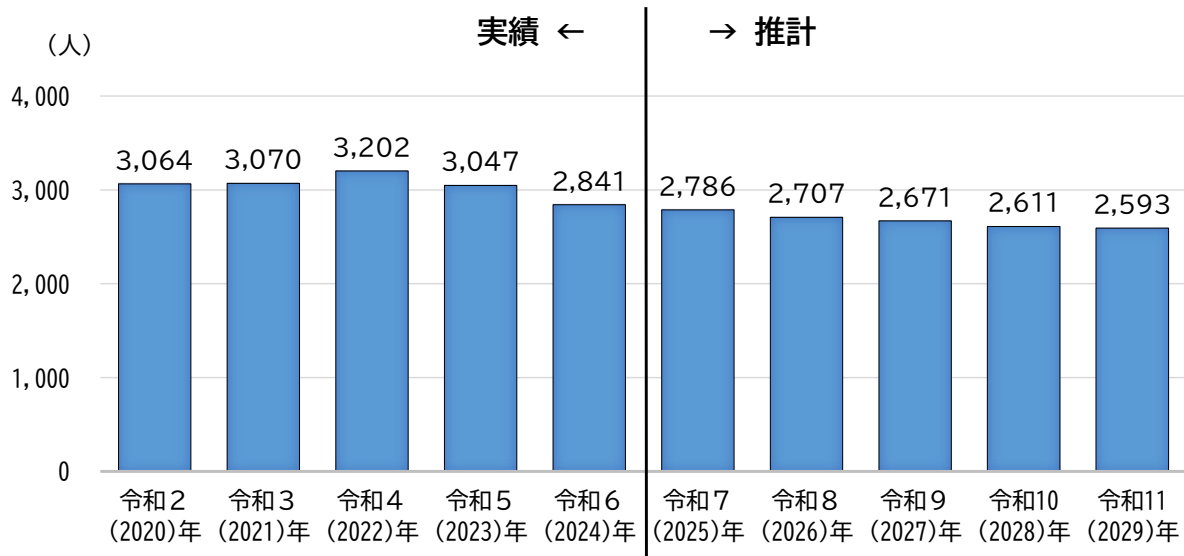
加えて、本計画は「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定することから、両計画の連携、調整が図られています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と令和2（2020）年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があり、府中町では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

3 就学前児童の人口推計について

就学前人口については、令和3（2021）年度に完成したマンションの影響を受け、令和4（2022）年度に一時的に増加しましたが、少子化の影響から緩やかに減少すると推計しています。

【就学前人口の推移（0～5歳合計）】



	実績 ←					→ 推計				
	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	令和9 (2027) 年	令和10 (2028) 年	令和11 (2029) 年
0～5歳小計	3,064	3,070	3,202	3,047	2,841	2,786	2,707	2,671	2,611	2,593
0～2歳小計	1,503	1,458	1,590	1,463	1,372	1,307	1,299	1,308	1,312	1,302
0歳	491	485	552	458	427	430	440	436	434	430
1歳	475	502	507	514	450	429	432	442	438	436
2歳	537	471	531	491	495	448	427	430	440	436
3～5歳小計	1,561	1,612	1,612	1,584	1,469	1,479	1,408	1,363	1,299	1,291
3歳	537	566	499	514	470	492	446	425	428	438
4歳	498	535	573	491	517	470	492	446	425	428
5歳	526	511	540	579	482	517	470	492	446	425
6～11歳小計	3,085	3,134	3,185	3,259	3,299	3,202	3,175	3,109	3,071	2,986
6歳	545	534	518	529	561	476	511	465	487	441
7歳	572	552	543	533	534	571	485	520	473	495
8歳	523	575	551	542	531	533	570	484	519	472
9歳	481	514	581	546	539	531	531	569	482	517
10歳	482	481	516	588	548	543	535	536	574	487
11歳	482	478	476	521	586	548	543	535	536	574

注：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）（外国人を含む。）

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

〔1〕教育・保育事業の実績値及び量の見込み（総括表）

単位：（人）

	認定区分	実績				実績 (見込み)	量の見込み				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①幼稚園及び認定こども園 （3歳以上教育希望）	1号	883	915	841	812	784	790	752	728	694	690
②保育所及び認定こども園 （3歳以上保育希望）	2号	640	682	712	730	649	653	622	602	574	570
③保育所及び認定こども園 +地域型保育 （0～2歳児）	3号	630	643	648	643	595	557	555	566	572	568
保育所及び認定こども園 +地域型保育 （0歳児）	3号	152	160	148	139	130	133	138	138	136	135
保育所及び認定こども園 +地域型保育 （1～2歳児）	3号	478	483	500	504	465	424	417	428	436	433
④施設利用者合計 （①+②+③）		2,153	2,240	2,201	2,185	2,028	2,000	1,929	1,896	1,840	1,828
⑤0歳～5歳人口 在宅子育て人数		3,064	3,070	3,202	3,047	2,841	2,786	2,707	2,671	2,611	2,593
（⑤－④）		911	830	1,001	862	813	786	778	775	771	765

※令和2（2020）年度～令和5（2023）年度は各年度3月1日現在の人数

※令和7（2025）年度以降は推計値

〔2〕教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を実施していきます。

【参考／保育の必要性の認定】

子ども・子育て支援法では、保護者が、保育所や認定こども園、地域型保育施設の利用を希望する場合、市町村に対して「支給認定申請書」を提出し、施設を利用するための「保育の必要性の認定」を受けることとなっています。保護者から申請を受けた市町村は、客観的基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付を決定します。

認定区分と提供施設

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	保育を利用しない3～5歳児	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育を必要とする3～5歳児	保育所、認定こども園
3号認定	保育を必要とする0～2歳児	保育所、認定こども園、地域型保育

(単位：人)

		令和7（2025）年度				令和8（2026）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	必要利用定員総数	790	653	133	424	752	622	138	417
確保方策	特定教育・保育施設※1	531	637	120	352	517	606	125	345
	確認を受けない幼稚園※2	259	0	0	0	235	0	0	0
	地域型保育事業※3	0	0	11	44	0	0	11	44
	認可外保育施設※4	0	16	2	28	0	16	2	28
	計	790	653	133	424	752	622	138	417

(単位：人)

		令和9（2027）年度				令和10（2028）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	必要利用定員総数	728	602	138	428	694	574	136	436
確保方策	特定教育・保育施設※1	503	586	125	356	485	558	123	364
	確認を受けない幼稚園※2	225	0	0	0	209	0	0	0
	地域型保育事業※3	0	0	11	44	0	0	11	44
	認可外保育施設※4	0	16	2	28	0	16	2	28
	計	728	602	138	428	694	574	136	436

(単位：人)

		令和 11 (2029) 年度			
		1 号	2 号	3 号	
		3-5 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
量の見込み	必要利用定員総数	690	570	135	433
確保方策	特定教育・保育施設※1	483	554	122	361
	確認を受けない幼稚園※2	207	0	0	0
	地域型保育事業※3	0	0	11	44
	認可外保育施設※4	0	16	2	28
	計	690	570	135	433

提供体制確保方策の考え方

教育・保育の量の見込みに応じた定員数を確保できるよう、受入体制の充実や施設設備等に取り組みます。

【教育・保育施設等一覧】

区分	施設名	住所	電話番号
特定教育・保育施設※1	府中ひかり保育園	府中町本町二丁目 16-19	281-1649
	第二府中ひかり保育園	府中町本町一丁目 14-12	281-1649
	こんごう保育園	府中町浜田二丁目 2-6	285-1132
	ピッコロゴード保育園	府中町浜田本町 7-13	508-0003
	こんごうさくら保育園	府中町茂陰二丁目 2-21	510-1190
	府中なかよし保育園	府中町大須三丁目 4-16-1	286-2334
	認定こども園つばめ	府中町柳ヶ丘 20-16	508-0012
	若竹こども園	府中町鹿籠一丁目 20-33	284-2363
	桃山幼稚園	府中町青崎中 25-1	281-5810
	府中ひかり幼稚園	府中町鶴江一丁目 13-25	284-1233
	りゅうせん幼稚園	府中町山田一丁目 2-53	281-8850
確認を受けない幼稚園 ※2	府中南幼稚園	府中町鹿籠二丁目 13-5	282-6830
	こばと幼稚園	府中町茂陰一丁目 2-10	281-1520
地域型保育事業※3	みなみの風保育園	府中町鹿籠二丁目 13-8	298-1361
	アール KIDS	府中町青崎中 24-23-201	569-9551
	チェリー保育園	府中町柳ヶ丘 20-16	508-0012
	プレ・キンダーガルテンかしわ	府中町青崎東 7-12	282-6500
認可外保育施設※4	たからの保育園	府中町大須四丁目 1-58-104	283-2266
	シルバーママサービス	府中町浜田三丁目 9-2	285-0161
	マツダにこにこキッズ園	府中町青崎南 2-15	565-5115
	あきさぼ保育園	府中町大須三丁目 8-28	569-7307

(令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在)

※1 特定教育・保育施設：幼稚園、認可保育所、認定こども園。

※2 確認を受けない幼稚園：新制度に移行していない教育・保育給付の対象外である幼稚園のこと。

※3 地域型保育事業：特定教育・保育施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0～2 歳のこどもを預かる事業で、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のこと。

※4 認可外保育施設：許可を受けていない保育施設の総称をいい、居宅訪問型事業（いわゆるベビーシッター事業）や少人数の保育施設のこと。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

〔1〕地域子ども・子育て支援事業の実績値及び量の見込み（総括表）

事業名		単位 ※4	実績				実績 (見込み)	量の見込み				
			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
1	時間外保育事業 (延長保育) (0～5歳)	人	72	64	57	44	52	60	60	59	58	58
2	放課後児童クラブ (低学年) ※1	人	577	571	524	577	607	615	637	637	670	674
	放課後児童クラブ (高学年) ※1	人	132	117	151	149	157	163	169	184	178	188
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (0～5歳)	人 日	13	76	79	171	94	105	106	107	108	109
	子育て短期支援事業 (トワイライト) (0～5歳)	人 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	人 回	45,250	43,210	80,573	107,339	117,957	120,988	119,286	118,040	115,923	115,964
5	一時預かり事業※2 (1号認定預かり保育) (3～5歳) ※3	人 日	27,516	30,464	30,429	39,910	35,519	32,380	31,656	30,708	29,548	29,401
	一時預かり事業※2 (2号認定預かり保育) (3～5歳) ※3	人 日										
	一時預かり事業 在宅で子育てしている家庭の利用 (0～5歳)	人 日	9	124	71	95	432	432	432	432	432	432
6	病児・病後児保育事業 (0歳～低学年)	人 日	435	890	1,083	1,293	1,396	1,432	1,412	1,397	1,372	1,372
7	ファミリー・サポート・センター (未就学児)	人 日	31	101	112	131	120	120	120	120	120	120
	ファミリー・サポート・センター (就学児)	人 日	6	2	2	29	12	12	12	12	12	12
8	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人 日	-	-	-	-	-	-	14	15	30	30
9	乳児家庭全戸訪問事業	人	493	482	496	453	429	436	438	435	432	427
10	妊婦健康診査事業	人 回	5,725	5,907	5,678	5,201	5,273	5,229	5,199	5,154	5,094	5,071
11	妊婦等包括相談支援事業	回	-	-	-	-	-	1,362	1,350	1,344	1,329	1,314
12	産後ケア事業 (宿泊型)	人 日	2	7	32	21	60	62	61	61	60	60
	産後ケア事業 (日帰り型)	人 日	88	126	181	88	108	160	158	158	156	154
	産後ケア事業 (訪問型)	人 日	19	74	106	167	204	323	320	318	315	312
13	子育て世帯訪問支援事業 (家事・育児)	人 日	99	184	206	210	192	210	220	230	240	250
14	養育支援訪問事業 (専門的相談)	人 日	297	1,214	1,909	1,959	1,740	2,000	2,010	2,020	2,030	2,040
15	親子関係形成支援事業	人	-	-	-	-	-	-	5	5	5	5

事業名		単位 ※4	実績				実績 (見込み)	量の見込み				
			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
16	利用者支援事業 (基本型)	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	利用者支援事業 (特定型)	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	利用者支援事業 (母子保健型)	か所	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
	(こども家庭センター型・母子保健機能)	か所	-	-	-	-	2	2	2	2	2	2
	(こども家庭センター型・児童福祉機能)	か所	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
17	地域子育て相談機関	か所	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2

- ※1 通年のみ。長期休業中は含まず
 ※2 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり
 ※3 町内私立幼稚園の入園児童を対象とした延べ利用人数
 ※4 単位が「人日」「人回」は延べ人数を表す

〔2〕地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期
「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保政策）」
を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を提供していきます。

（１）時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所、認定こども園における通常の保育時間（11時間）を超えて行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	60	60	59	58	58
確保方策	人	60	60	59	58	58
	か所	8	8	8	8	8

提供体制確保方策の考え方

保育所・認定こども園において、保護者のニーズを踏まえながら、引き続き延長保育事業を実施します。

【時間外保育事業実施施設一覧】

施設名	住所	電話番号
府中ひかり保育園	府中町本町二丁目 16-19	281-1649
第二府中ひかり保育園	府中町本町一丁目 14-12	281-1649
若竹こども園	府中町鹿籠一丁目 20-33	284-2363
こんごう保育園	府中町浜田二丁目 2-6	285-1132
ピッコロゴード保育園	府中町浜田本町 7-13	508-0003
こんごうさくら保育園	府中町茂陰二丁目 2-21	510-1190
府中なかよし保育園	府中町大須三丁目 4-16-1	286-2334
認定こども園つばめ	府中町柳ヶ丘 20-16	508-0012

（令和6（2024）年4月1日現在）

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	778	806	821	848	862
低学年	人	615	637	637	670	674
1年生	人	214	242	232	255	243
2年生	人	242	217	245	235	259
3年生	人	159	178	160	180	172
高学年	人	163	169	184	178	188
4年生	人	101	105	118	106	119
5年生	人	40	42	44	50	44
6年生	人	22	22	22	22	25
確保方策	人	778	806	821	848	862

提供体制確保方策の考え方

利用を希望する児童の増加に伴い、民間委託を含めた受入先の整備を検討していきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等によりこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等で一定期間、児童の養育や保護を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	105	106	107	108	109
確保方策	人日	105	106	107	108	109
	か所	4	4	4	4	4

提供体制確保方策の考え方

今後、保護者のニーズを踏まえながら、現在の提供体制を維持、継続して支援していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流・育児相談等を行い、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人回	120,988	119,286	118,040	115,923	115,964
確保方策	か所	5	5	5	5	5

提供体制の確保方策の考え方

地域の身近な場所で交流が深まるよう、地域子育て支援センター3か所や、児童センター2か所において、引き続き、多くの支援につながるよう利用を促進します。

施設名	住所	電話番号
府中ひかり保育園地域子育てセンター	府中町本町二丁目 16-19	282-9393
若竹こども園地域子育て支援センター	府中町鹿籠一丁目 20-33	284-2363
府中なかよし保育園地域子育て支援センター	府中町大須三丁目 4-16-1	286-2334
児童センターバンビーズ	府中町鹿籠一丁目 21-3 (南交流センター)	286-3212
児童センターハッピーズ	府中町本町五丁目 3-8 (北交流センター)	510-5202

(5) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園(短時間)の在園児については、「幼稚園・認定こども園(短時間)における預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所などにおける一時保育」により実施します。なお、令和6(2024)年度から府中なかよし保育園において一時預かり事業(一般型)を開始し、利用可能人数を拡充しました。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
幼稚園・認定こども園 短時間在園児対象	量の見込み	人日	32,380	31,656	30,708	29,548
	1号認定	人日	2,944	2,877	2,791	2,686
	2号認定	人日	29,436	28,779	27,917	26,862
	確保方策	人日	32,380	31,656	30,708	29,548
その他の 一時預かり	量の見込み	人日	432	432	432	432
	確保方策 (保育所等)	人日	312	312	312	312
	確保方策 (ファミサポ)	人日	120	120	120	120

提供体制確保方策の考え方

保育所等における一時預かりについては、広報等を活用した事業の周知を図りつつ、引き続き、利用希望に応じた事業実施に努めます。

(6) 病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	1,432	1,412	1,397	1,372	1,372
確保方策	人日	1,432	1,412	1,397	1,372	1,372
	か所	1	1	1	1	1

提供体制確保方策の考え方

現在1か所の病院施設内で事業を実施しており、今後も広報等による周知に努め、利用促進を図ります。

施設名	住所	電話番号
病児保育室「ダンボ」(向洋こどもクリニック内)	府中町青崎中 24-26	287-3266

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

育児の援助を受けたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員となり、育児の相互援助を行う事業です。

【就学前児童】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	120	120	120	120	120
確保方策	人日	120	120	120	120	120

【小学生】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	12	12	12	12	12
確保方策	人日	12	12	12	12	12

提供体制確保方策の考え方

各種広報による周知を行い、まかせて会員数の確保を図ります。

施設名	住所	電話番号
府中町ファミリー・サポート・センター	府中町鶴江一丁目 9-20	281-0581

(8) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる、新たな通園制度です。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を実施します。（令和8年（2026）度から実施予定）

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
0歳児	量の見込み	人/日	-	2	2	5	5
	確保方策	人/日	-	2	2	5	5
1歳児	量の見込み	人/日	-	6	7	13	13
	確保方策	人/日	-	6	7	13	13
2歳児	量の見込み	人/日	-	6	6	12	12
	確保方策	人/日	-	6	6	12	12
合計	量の見込み	人/日	-	14	15	30	30
	確保方策	人/日	-	14	15	30	30

提供確保方策の考え方

町内全域で様々な利用ができるよう、町内保育施設や幼稚園等と受入方法を協議しながら提供体制を整えます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師・助産師が訪問し、乳児の発育状況の確認、子育ての不安や悩みの相談、子育て支援に必要な情報提供等を行い、地域の中でこどもが健やかに成長できるよう支援します。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		人	436	438	435	432	427
確保方策	実施機関	府中町					
	実施体制	保健師・助産師 7名					

提供確保方策の考え方

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問できるよう、必要な職員体制を確保します。

(10) 妊婦健康診査事業

医療機関等において定期的に母体や胎児の健康状態を確認し、全ての妊婦が健康で安心して出産できるよう、健康診査費用の一部を負担し、受診の促進を図ります。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	受診人数	人	698	694	688	680	677
	健診回数	人回	5,229	5,199	5,154	5,094	5,071
確保方策	実施場所	医療機関及び助産所					
	検査項目	問診、診察、保健指導、尿化学検査、超音波検査、血液検査、子宮頸がん検診、クラミジア検査、G B S検査					
	実施時期 (健診回数)	妊娠期（妊婦1人につき、出産までに14回）					

提供体制確保方策の考え方

国が定める望ましい基準（検査項目、健診回数）の健診について、全ての妊婦が受診できるよう、必要な体制（実施場所、検査項目、健診回数）を確保します。

(11) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の乳幼児の家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数	件	454	450	448	443	438
	1組あたり 面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	回	1,362	1,350	1,344	1,329	1,314
確保方策 (こども家庭センター)		回	1,362	1,350	1,344	1,329	1,314

提供確保方策の考え方

こども家庭センター2か所で実施し、必要な職員体制を確保します。

(12) 産後ケア事業

産後1年未満の産婦及びその乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等の支援を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が、健やかに育児ができるよう支援します。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	宿泊型	人日	62	61	61	60	60
	日帰り型		160	158	158	156	154
	訪問型		323	320	318	315	312
確保方策	宿泊型	人日	62	61	61	60	60
	日帰り型		160	158	158	156	154
	訪問型		323	320	318	315	312

提供体制確保方策の考え方

現在の提供体制を維持するとともに、必要に応じて、町内施設の充実を図ります。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事支援により養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (家事・育児支援)	人日	210	220	230	240	250
確保方策	人日	210	220	230	240	250

提供体制確保方策の考え方

ヘルパー及び子育て経験者による乳幼児の保育、家事支援を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

(14) 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師等が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（専門的相談支援、育児など）を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (専門的相談支援)	人日	2,000	2,010	2,020	2,030	2,040
確保方策	人日	2,000	2,010	2,020	2,030	2,040

提供体制確保方策の考え方

保健師等による養育に関する相談、指導及び助言並びに乳幼児の保育、家事支援を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	-	5	5	5	5
確保方策	人	-	5	5	5	5

提供体制確保方策の考え方

グループワークのペアレント・トレーニングを希望する世帯数などのニーズ把握を行い、現状実施している個別のペアレント・トレーニングの内容を強化するため、職員研修等を実施します。

(16) 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
基本型※1	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
特定型※2	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型※3							
母子保健 機能	量の見込み	か所	2	2	2	2	2
	確保方策	か所	2	2	2	2	2
児童福祉 機能	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

※1【基本型】こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談支援や情報提供を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整などを行います。

※2【特定型】待機児童の解消を図るため、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービス等に関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

※3【こども家庭センター型】母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。

提供体制確保方策の考え方

本庁（特定型、こども家庭センター型（母子保健機能及び児童福祉機能））と福寿館（基本型、こども家庭センター型（母子保健機能））の2か所に、子育て支援・母子保健コーディネーター及び専門職を配置し、必要な職員体制を確保します。また、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう、職員のスキルアップを図ります。

(17) 地域子育て相談機関

相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続的につながるための工夫」を行う相談機関を整備する事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	か所	-	2	2	2	2
確保方策	か所	-	2	2	2	2

提供体制確保方策の考え方

町内南北2か所に地域子育て相談機関を整備し、こども家庭センターを補完する仕組みを構築します。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象とし、居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

府中町では、開設にむけた必要な調査を継続して実施し、検討を進めます。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

なお、府中町では新制度に移行していない幼稚園利用者を対象に、年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降のこどもの給食費（副食材料費）について、令和元（2019）年 10 月 1 日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

府中町では、引き続き検討を進めます。

（１）庁内連携体制の充実

子育て支援の取組は、庁内のあらゆる事業分野に関わっています。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分な連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、保育所、認定こども園や幼稚園での生活は、小学校以降の生活と学習の基盤となることから、それぞれの機関が柔軟にかつ十分に連携し、円滑な就学移行ができるよう支援します。

（２）様々な主体による推進体制づくり

子育て支援は保健、福祉、教育、医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、保健師、栄養士など、様々な専門職により支援が行われています。多様化する子育てニーズに適切に対応するためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。さらに、このような専門職だけではなく、地域における担い手の育成、確保も重要です。地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図り、様々な主体が子育て支援に参画できる体制づくりを推進します。

（３）こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

こども基本法では、こどもが関わる幅広い分野の施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められています。こども基本法に基づく本計画の推進に当たっても、こどもの意見聴取と施策反映を進めていく必要があります。こどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。

（４）計画の達成状況の点検及び評価

計画の推進に当たっては、施策の推進状況等について、各年度において庁内で点検、評価を実施するとともに、「府中町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を検証し、今後の取組への反映に努めます。

1 府中町子ども・子育て会議設置条例

○府中町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月24日条例第21号

改正

平成30年12月25日条例第29号

令和5年6月7日条例第16号

府中町子ども・子育て会議設置条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、府中町における子ども・子育て支援に係る施策の推進に関し調査審議等をするため、府中町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- （3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4）子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- （5）その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、第2条の事務を分掌させると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委員となる者の任期)

2 この条例の施行の日以後において最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年5月31日とする。

附 則（平成30年12月25日条例第29号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月7日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 府中町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：R5.6.1～R7.5.31)

条例第3条第2項の区分		氏 名	所 属
第1号 子どもの保護者	PTA代表	丸谷 大介	府中町PTA連絡協議会
	子育てサークル代表	木村 由佳	みつばのクローバー
第2号 子ども・子育て支援 に関する関係団体か ら推薦を受けた者	民生委員・児童委員	田中 千里	府中町民生委員児童委員協議会連合会
	青少年育成町民会議	奥 金実	青少年育成府中町民会議
	社会福祉協議会	森 太	社会福祉法人府中町社会福祉協議会
	ボランティア協議会	清水 信代	府中町ボランティア協議会
	幼児発達支援センター	副会長 林 しのぶ	社会福祉法人柏学園
第3号 子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	保育園代表	根木 恵子	認可小規模保育園 アーブル KIDS
	幼稚園代表	久保田 貴八郎	認定こども園つばめ
	小学校代表	有崎 美紀	府中中央小学校
	認可外保育施設	濱口 量子	公益社団法人府中町シルバー人材センター (府中町ファミリー・サポート・センター)
第4号 子ども・子育て支援 に関する学識経験の ある者	大学教授	会長 橋本 信子	安田女子短期大学
	学識経験者	小濱 樹子	府中町人権擁護委員
第5号 その他町長が必要と 認める者	事業主代表	平地 敦	イオンモール株式会社 イオンモール広島府中
	労働者代表	金子 哲二	マツダ労働組合

名 称 府中町こども計画
発 行 府中町 福祉保健部 子育て支援課
所 在 地 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号
電 話：082-286-3163
F A X：082-283-5775
E-mail：kosodate@town.fuchu.hiroshima.jp
発行年月 令和7（2025）年3月